規制改革・民間開放推進会議 重点事項推進WG(第7回教育SW)議事概要

1. 日時:平成18年5月18日(木)14:00~16:33

2. 場所:永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3.議題:教育分野に関する文部科学省との公開討論

・教育委員会制度の見直しについて

・教育バウチャー(児童生徒数基準の予算配分方式)の導入について

・「規制改革・民間開放推進に関する第2次答申」のフォローアップについて

4. 出席者: 文部科学省

樋口修資 政策評価審議官、山中伸一 官房審議官、永山裕二 大臣官房総務 課行政改革推進室長、佐藤安紀 生涯学習企画官、杉浦久弘 初等中等教育 局企画官、榎本剛 教育制度改革室長、角田喜彦 学校評価室長

規制改革・民間開放推進会議

宮内義彦 議長、鈴木良夫 議長代理、草刈隆郎 総括主査、八代尚弘 総括主査、安念潤司 専門委員、戸田忠雄 専門委員、福井秀夫 専門委員

5.議事概要

宮内議長 それでは、定刻でございますので、これより、規制改革・民間開放推進会議の第1回「重点事項推進WG」を開催させていただきます。

当会議といたしましては、あと1年、残されました時間で最大限の成果を上げるため、 消費者、利用者本位の制度の確立、あるいは行政の効率化に資する規制改革・民間開放に 重点的に取組み、来月を目途に、本年度最初の答申をとりまとめることにしております。 それに当たっては、本日のような形で公開討論を行うなど、私どもの会議が有しますあら ゆる権限を行使しつつ、議論を進め、規制改革・民間開放推進本部などでの大臣折衝、あ るいは総理の御裁断をいただくということを方針としております。

本日は、当会議の重点検討事項でございます、教育分野の課題につきまして、文部科学 省の樋口政策評価審議官、山中審議官始め、皆様方にお越しをいただいております。マス コミの方々にも公開して、意見交換をさせていただくことにしております。

文部科学省の皆様方におかれましては、公務御多忙のところお時間をいただきまして、 大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

さて、当会議といたしましては、昨年来、義務教育改革を重点検討事項と位置づけ、教育サービスの消費者でございます児童生徒・保護者の視点に立って、精力的に検討を重ねております。特に、学校選択については、昨年末に規制改革・民間開放推進本部の下で、小坂文部科学大臣と中馬規制改革担当大臣との間で大臣折衝していただき、具体的な普及促進策について合意に至ったという経緯もございます。本年度においても、教育の提供側からではなく、児童生徒・保護者の立場から望ましい教育制度の在り方を考えていこうと

いう基本姿勢に変わりはございません。

残念ながら、教育の現状は決して満足のいくものではなく、多くの課題を抱えております。昨年 10 月に公表されました内閣府の学校制度に関する保護者アンケートにおきましても、現在の義務教育段階の学校教育について不満と答えた者が 43.2%と、満足と回答しました 13.0%を大きく上回っており、児童生徒・保護者本位の教育への転換が急務であると認識しております。

本日は、その児童生徒・保護者本位の教育への転換をするための最重要課題について、 意見を交換させていただきたいと存じます。

お手元の資料Aというものに、図を書かせていただいておりますが「与える教育から選択される教育へ - 学習者主権の確立 - 」という観点でございます。すなわち、昨年末にとりまとめました当推進会議の第2次答申のフォローアップとして、学校選択と教員、学校評価の問題をまず取り上げたいと存じます。

次に、学校を選択した児童生徒の数に基づいて予算を配分する、教育バウチャーの導入の問題。

最後に、これらを実現するためには、教育現場におきます権限や責任体制、すなわちガバナンスの在り方が問題となりますので、教育委員会制度の見直しにつきまして、意見交換をお願いしたいと存じます。

私も出席いたしました先月 19 日の経済財政諮問会議におきまして、総理からは、「バウチャーの具体的な仕組みについて、反対論の主な理由は何か」などの御質問をいただき、また教育委員会の必置規制の撤廃について、「特区要望があるのに、なぜ実現できないのか」との御指摘があるなど、高い御関心をお持ちいただいたと考えております。児童生徒・保護者の期待や意見に柔軟に応えることができる体制を整え、公平で多様な教育機会が提供されてこそ、次代を担う人材が育ち、さまざまなチャレンジが可能な、希望の持てる社会の実現につながると考えます。

骨太方針 2005 においては、多様性の拡大、競争と選択の導入といった観点を重視して、 今後の教育改革を進めることがうたわれており、本日取り上げる課題は、そのような教育 改革の行方を大きく左右するものとして、当会議としても特に重視しておりますので、文 部科学省の積極的なお取り組みをお願いしたいと存じます。

それでは、第2次答申フォローアップ、教育バウチャーの導入、教育委員会制度の見直 しの順番で、それぞれのテーマごとに意見交換を行わせていただきたいと存じます。

まず、本重点事項の責任担当委員でございます、草刈総括主査から御発言をお願いいたします。

草刈総括主査 今日は、雨の中を文部科学省の皆様においでいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、議長からお話がありましたように、本日のテーマとしている3項目は、私ど ものこの会議が、児童生徒・保護者本位の教育を実現するという観点から欠かすことがで きないものであると認識をしております。特に、第2次答申のフォローアップに含まれる、 学校選択については、昨年、大臣間の折衝を通じて、普及促進策について合意した内容で もございまして、こうやって意見交換をさせていただく教育バウチャーの導入、教育委員 会制度の見直しの前提となります、極めて重要な位置づけだと考えております。これは、 先ほど議長がお示しになった1枚ものにも明確に書いてあります。

今回、フォローアップの件について、ほかにもたくさんありましたけれども、気になる項目のうち3点を取り上げて、重要な点だと認識するものを確認させていただきますので、 今から申し上げる点を中心に、文科省の御説明をお願いしたいと思います。

まず、資料1をごらんいただきたいと思います。細かい字で書いてあるものでございま す。

これは、昨年 12 月に合意した第 2 次答申の内容と、それを踏まえた文科省さんの措置内容、更にその措置内容に対する当会議の意見と文科省の回答を整理したものでございます。 大変申し訳ありません。この A 4 の縦書きの資料 2 でございます。この 1 枚目の「1 . 学校の質の向上を促す学校選択の普及促進」ということですが、いろいろ年末にお忙しい中ばたばたいたしまして、その点は過去のことは一切申し上げるつもりはありませんので、具体的なテーマについて申し上げたいと思います。

12月に合意したものの中で、就学校の変更が相当と認められる理由をどのように解釈しているかを明確化するとともに、今後、どのような追加的な措置を講じ、一層の普及促進を図る予定であるのかを明確に御説明していただきたいということが趣旨でございます。これまでのやりとりは、ここに書いてあるとおりでございます。

2 枚目の「2.児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立 (1)」というもの。これについては、学校評価をする際に、評価する側の児童生徒・保護 者の匿名性、ここのところに力点があるのですが、匿名性の担保に配慮することを明確に していただきたいということであります。

3 枚目につきましては、学校評価のアンケートを実施する際に、児童生徒・保護者の満足度という言葉が、そちらにいただいた原案には落ちているということで、満足度を含むアンケートということを明確化していただきたいということでございます。

以上について、そちらの御見解をまずお伺いした上で議論をしたいと思います。

宮内議長 それでは、文部科学省のお考えをまとめて、恐れ入りますがテーマがたくさんございますので、5分程度でお願いできればと思います。

樋口審議官 どうもありがとうございます。官房政策評価審議官の樋口でございます。 この答申のフォローアップについては、まず昨年末答申が決まりましてからこの間、いろ んなことで行き違いもございまして、私どもとしても若干ながら反省すべき点もあるとい うことを、まず最初に申し上げさせていただきたいと思っております。

その上で、まず3点フォローアップについてお話がございましたが、3月末に私ども答申を受けまして、初中局長通知ということで、就学校を変更する場合の変更申立事由を明

らかにした通知を出させていただきました。その際には、私どもでは、いじめへの対応、 通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を変更を相当と認められる理由として考えると いうことで通知を出させていただいたところでございます。

私どもとしては、答申の趣旨に即した通知を出させていただいたつもりでございます。 貴会議の御意見では、単なる事例にすぎないかのような表現になっているという御指摘も ございますが、私どもとしましては、初中局長通知で出させていただくということで、当 然これは単なる事例ではなく、就学校を変更する場合としての、具体的な事由をここに書 き出させていただいているわけでございまして、どの市町村においてもこの就学校の変更 が認められてよい理由として、差し示させていただいたところであろうかと思います。

ただ、御案内のとおり、この問題は最終的には私どもとして、国の考え方として就学校の変更が相当と認められる場合としては、こういったものを想定するわけですが、最終的な御判断は市町村教育委員会にあるということは、御理解を賜りたいと思っているわけであります。

2点目に「児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立」ということで、児童生徒による評価については、匿名性の担保に配慮する。私どもは、答申の趣旨に即してこれも出させていただいたところでございますが、なお追加的に貴会議の方から回収に当たっても被評価者が関与しないようにすると、特に配慮する必要があるということは、答申の文言に加えられていないことの具現化・具体化ということであろうかとは思っておりますけれども、私どもとしては答申の趣旨を示達させていただいたところでございます。今後匿名性担保の配慮ということについては、貴会議の御指摘のような考え方も1つの方法と考えられますが、当然これは事務的な、経費的な問題も各地方で出てくるわけでございますので、各地方の責任と判断で、どのような形で匿名性に配慮して行われるかは、お考えいただくことになろうかと思います。貴会議の御指摘のような考え方があることについては、私どもとしても理解をするところでございます。

3点目の満足度調査の関係でございますが、すべて「満足度アンケート調査」へ修正されたいというお話がございましたが、私ども満足度調査を行うことについては、貴会議と基本的に認識が一致しているわけでございます。しかし、私どもは満足度を含めたより幅広い観点の調査を行った方がよろしいのではないかと考えております。単に満足度の向上を図るだけでなく、保護者等に共同参画を求めることも必要ではなかろうかということで、幅広い観点からの調査を行うという趣旨で、こういったアンケート等の実施という形にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございました。それでは、本件につきまして、御自由に意見交換をさせていただきたいと思います。

どうぞ。

福井専門委員 ありがとうございました。学校選択のところで、これまでお聞きしてい

たよりも踏み込んだ御発言、御見解をお伺いしたと認識しました。大臣折衝で具体的に案文化された、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする変更は、法令解釈上の「変更の理由」として、当然に該当するという御見解だと理解してよるしいわけですね。

樋口審議官 最終的な就学校の変更を相当として認めて判断する主体は市町村教育委員会でございます。ただ、私どもとしては、相当と認められる理由には、こういったものは当然含まれ得るということを具体的な例示としてお示ししたということです。

福井専門委員 ありがとうございます。そこは、非常に重要な点でございまして、通達の案文だけ見ますと、例えば考えられると書いてあり、そこが非常にあいまいだったものですから、おっしゃったような趣旨で運用されるように、引き続き市町村等への御助言や御指導をお願いしたいと思います。

ただ、この通達が文章として出回っておりますと、本当に今、審議官がおっしゃったような形で現場で受け取められるかどうかということに、やはり一抹の不安は残ります。そういう意味で、更にこれを徹底するようなさまざまな具体的な措置をくれぐれもお願いしたいと思います。

樋口審議官 御案内のとおり、この時期はいろんな会議がございます。実は今日も全国都市教育長協議会というのが、佐賀県で開催されるわけでございますが、この際にも学校選択等の問題については、貴会議のお考えをお示ししながら、私どもの通知の趣旨もきちんとお伝えしていこう、今後そういうさまざまな会議の場を通じて、趣旨は徹底していこうと。ただ、御案内のとおり、私どもと貴会議とで最終的に認識の違うところは、あくまでもこの問題は最終的には就学校指定は市町村の責任と権限において判断されることでございますので、国の方としてはこの相当と認められる理由はこういうものであると考えるわけですけれども、最終的な判断権は市町村にあるということについては御理解を賜りたいと思っております。

福井専門委員 その点で確認ですが、この「学校独自の活動等を理由とする場合」が変更理由として相当と認められるものに端的に当然に当たるというのが、法令解釈権者としての文科省のお考えだと理解しました。そうしますと、勿論執行に当たる市町村がそれを当てはめる具体作業を行うということはおっしゃるとおりですが、法令解釈について、二千幾つもある市町村が、仮に実際には別の形に運用したときに、法令解釈としてはこうだということを統一される責任が文科省におありだと思うわけです。

勿論、具体的事例がこの文言に当たるのかどうかということについては、実例では微妙な問題もあるかもしれませんが、このような、「学校独自の活動等を理由とする場合」には、それに該当したら、その後、それでも変更を認めないという裁量はないということは明確だと思いますので、その点については御徹底のほどをお願いしたいと思います。

樋口審議官 これは、私どもとしては、いわゆる変更相当と認める場合の範囲、射程の 問題としてはここはある。ただ、ここのところは国としてはこういう考え方を持つけれど も、先ほどから申し上げているとおり、就学校指定処分というものは、市町村教育委員会の判断だと、そこのところは彼らがきちんと見識を持って判断をして、地域の子どもの実態とかニーズを踏まえてきちんと対応していただくように、私どもとしては促していくことになる。

福井専門委員 勿論そうです。ですから、その場合にもし学校独自の活動等を理由とした変更申立、文科省のお考えから見てもその要件に典型的に当たるような事例で、もし変更申請がなされたとして、それについて変更が認められないという自治体があった場合には、権限としては勿論その市町村の判断でしょうけれども、それは法解釈として妥当でない、ということについての見解を表明していただくことはできるはずです。そういった点も併せて、今後のフォローを十分にお願いしたいと思います。

樋口審議官 そこのところは、射程としては、こういった場合が含まれるわけですが、 ただその変更理由として、各市町村が、例えば市町村によっては通学の利便性という問題 は考えませんとか、あるところは部活動はそういうふうには考えませんということがあっ たとしても、それは私どもとしてこれでなければならないとまでは言えないというところ はあろうかと思います。

福井専門委員 それでは、最初おっしゃったこととちょっとずれていると思います。まさにここに書かれたような「、いじめ、通学の利便、部活動等学校独自の活動等」というのは、変更を認める相当な理由に端的になるという解釈、当然に当たるということを表明されているわけですから、その当然に当たるという法令解釈について自治体が別の解釈を取ったら、法令解釈として文科省はそういう見解を取ってないということをきちんとおっしゃっていただく必要があります。

山中審議官 文部科学省の審議官の山中でございます。その点、今、国と地方の関係ということで、いずれにしても、文部科学省が持っているのは指導・助言・援助ということでございまして、制度としてつくられているのは政令の「相当の理由」の考え方について、文部科学省としてはそういう考え方を持っているということでございますけれども。

福井専門委員 勿論、強制できないということはよくわかるのです。

山中審議官 この点は、あくまでも、今は、昔もそうだったと思いますけれども、国と 地方の関係という意味で、ここのところを相当の事由を判断するというところは、学校を 設置する市町村なりが最終的に判断する制度だと。

福井専門委員 勿論です。その点は了解しています。ですが、まさにその実施権限を持つ市町村の法解釈が文科省の見解に合致しているかどうかは、フォローしていただかないとまずいという、当たり前のことを申し上げているだけです。

樋口審議官 ですから、私どもとしては、国としてこれが相当と認められるではないかとお示しをしているわけですので、当然最終的な権限は市町村教育委員会でございますが、その趣旨をよく勘案して対応していただくように、それは必要な助言を行っていく必要があろうかということです。

福井専門委員 是非そのようにお願いいたします。

草刈総括主査 今の点、それで十分ですけれども、大変失礼な言い方になりますけれども、この前も私たちがちゃんと書いてくれるだろうと思っていたら、それがちょっと違っていたというところから問題が発生しておりまして、それで神経質になっている。やはりあそこで議論したことを正確に書いていただきたいということなんです。

ですから、今度そういうことでまた、いわゆる就学の機会が来て、そのタイミングで御 指導いただけると思うのですが、その辺でどういうふうにちゃんと御指導いただいたのか、 これはきちっと我々の方にも示していただきたいということだけお願いしたいと思います。

樋口審議官 このことは、先ほども御紹介しましたように、いろんな会議がございます。 そういった会議の場を通じて、一編の通知だけでおしまいというわけにはいきませんので、 なるべく周知徹底せしめられるように、私どもとしても必要な助言は行ってまいります。 また、その結果等については、また必要があれば事務局の方にも出させていただきます。

草刈総括主査 それは、是非お願いしたいと思います。せっかくここまでやっていただいたので、もったいないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

福井専門委員 もう一つの論点の匿名性の部分ですが、もともと閣議決定対象になっております答申では、「児童生徒・保護者による評価を、その匿名性の担保に配慮しつつ実施する」とあるんです。

これは明確に児童生徒・保護者の匿名性の担保であるというのが、もともとの内閣としての意思決定の趣旨ですので、その点誤解がないように運用していただきたいと思います。

今の貴省の文章ですと、単に「匿名性の担保に配慮する」と書いてあるので、ひょっとしたらこれは先生の匿名性のことだけを言うのではないかと誤解する向きもあるかもしれない。先生の匿名性ということではなくて、これは、児童生徒・保護者が、先生を評価したということやその内容が、評価された先生や学校にわかってしまうことがあったら、正直に本当のことが書けない、という点に配慮する趣旨です。だれが、どの先生を評価した、ということが評価された先生たちに絶対わからないようにやるということは、フェアで客観的なデータを取るために必要不可欠です。その趣旨であるということが、現在の通知案文では非常に読みにくいというのが我々の危惧です。くれぐれも今後の会議やさまざまなあらゆる機会を行使して、児童生徒・保護者がどの先生をどう評価したのか、ないしどの学校の校長先生をどう評価したのかということなどが、決して特定されることがないような形で評価をやっていただくということを、くれぐれも徹底いただきたいと思います。

山中審議官 私どももその文脈で書いておりまして、アンケートの実施に当たっては匿名性の担保に配慮するんだという趣旨でございますし、そういうことはしっかりと言っていきたいと思います。

福井専門委員 よろしくお願いいたします。

宮内議長 それでは、ただいまの議論を踏まえまして、本件につきましては確実な御対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、2つ目のテーマに移らせていただきたいと思います。教育バウチャーの導入でございます。本件につきましても、草刈総括主査からまず御発言をお願いいたします。

草刈総括主査 冒頭に宮内議長から、我々が考えている教育バウチャーの構想、あるいはものの考え方について簡単に言及がございましたので、敷衍を多少いたします。

まず第一に、自ら教育を受けたいという児童生徒・保護者、すなわち学習者側、学習者 の権利として自由に学校を選択できる機会を確保するということが 1 点目。

現行のように、学級数、教員数に応じた、各学校に予算を配分するということを改めて、各学校を選択した児童生徒数に応じて予算を配分するというふうに変えていくべきではないかと。すなわち現行の予算配分方式を変更する。これはもうすべてではなくて、直接費関係のところだと思いますが、これをかねてから提言しているわけでございます。そうすることによって、学習者に対して公平かつ多様な教育機会が提供されるということと同時に、学校間に競争原理が働くことによって、各学校の改善努力が促されて、教育の質そのものが向上することが最終的な目的であると我々としては考えております。

文科省サイドにおいては、去年の秋から研究会を設けるということで、具体的な検討に既に着手されていると承知しておりますが、形だけのバウチャー制度で格好だけ付けるということをやっても、余り意味がないと思いますので、ただいま申し上げたような政策効果を上げるような仕組みを設けていただく方向で検討を深めていただきたいと考えております。

以上でございます。

宮内議長 それでは、文部科学省のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願い いたします。

樋口審議官 ありがとうございます。昨年 12 月 22 日の貴会議の答申におきましても、教育バウチャー制度については、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義、問題点の分析等、さまざまな観点から今後更に積極的な研究・検討を行うということで、18 年度中に検討、結論を得るということが答申になっているわけでございます。

私ども、今、御指摘がございましたように、お手元にお配りしました教育バウチャーに関する研究会を、昨年の秋口以降に立ち上げまして、この間教育バウチャーに関する検討を行わせていただきました。本日は、まだ検討の中途段階でございますが、この検討状況についてのペーパーに即して御説明を申し上げたいと思っているわけでございます。

3ページ目に「1.主な論点及び意見」ということで、初めに昨年 10 月に「教育バウチャー研究会」、東京大学の教育行政学の専門家でございます小川先生を座長といたしまして、外部有識者を入れた研究会を発足させていただきました。これまで5回の研究会を開催いたしまして、この間アメリカ、チリ、あるいはニュージーランドについては文献調査。イギリス、オランダ、スウェーデン等については、実際に事務局の関係者も実施視察、フィールド調査をいたしまして、諸外国で実施された教育バウチャーの導入の背景とか、

制度の効果、影響等について調査をしたわけでございます。

その調査については、後ほど申し上げますけれども、まだまだ諸外国の調査、私ども十分把握できていない部分もあるわけでございまして、今後文献調査、フィールド調査を行った上で、精度の高いものにしてまいりたいと思っているわけでありますが、併せてそういった海外の事例を踏まえて教育バウチャーについて我が国の社会の実態、関連する教育行財政制度の中で、どのような意義や問題点があるかということは、更に研究・検討を行っていく必要があるだろうということで、なお引き続き検討させていただきたいと思っているわけでございます。

4ページ目にございますように、そういった背景から諸外国の事例調査を行わせていただいたわけでございますが、諸外国の調査については、総括的には諸外国の教育バウチャー制度の調査では、それぞれの国の制度の導入背景がさまざまだ、当然のことでございますが、それぞれの文化的な歴史的な文脈の中で、そういった制度を導入しておられる。教育バウチャー制度そのもののとらえ方は一様ではないということが、当然のことながらわかったわけであります。百人のバウチャー論者がいれば百様のバウチャーの考え方があるようであります。諸外国の中には、バウチャー制度を一旦導入しながら、後に廃止した、これは、例えばイギリスの保育バウチャーが廃止された事例がある等々のことが意味されているんだろうと思いますが、導入後の効果の検証が必ずしもまだ十分にはされていない例もあるということでございます。

アメリカにおける教育バウチャーは、学校評価、学校裁量の拡大等をさまざまなアメリカにおける教育改革が進められる中の1つの試みとして、一部地域で低所得者層を対象にしたバウチャーが行われているという実態が明らかになったわけであります。

また、イギリス、オランダ、スウェーデン等も含めまして、教育行財政制度における公費配分の仕組みとして、児童生徒数に着目した経費配分を行っているケースがあるわけでございますが、こういった国々においても、単に児童生徒数のみに基づいて配分を行っているわけではないということが、また同時にわかったわけであります。

の今後の検討の方向性でも、貴会議がおっしゃるような学校選択の自由、それによる競争、そして質の向上という考え方もありますれば、教育の機会均等、あるいは教育水準の確保、公平性、平等性、均等性といったものと効率性、競争性といったものを、トレードオフの関係に特に義務教育についてはあるうかと思うわけでございますが、そういったものをどのような形でバランスよく進めていくか。教育改革の施策を推進する中で、この教育バウチャーの問題を検討していく必要があるだろうと思っているわけであります。一番最後のには、我が国でもさまざまな学校改革を進めている、そういったものも見極めながら、そこの中でバウチャーの在り方を検討していく必要があるのであろうということが、研究会で御議論になったわけでございます。

6ページ目にございますように、諸外国の例を貴会議においても海外調査をされたとお 聞きしておりますけれども、バウチャーといいますれば、どうしてもアメリカだという御 議論になるわけでございますが、バウチャー制度そのもののとらえ方は一様ではない、実施例も極めて少ない、教育上の成果についても十分検証されていない、ネーションワイドに実施されて、成果を上げていると検証されている国は、必ずしも多くないのではないかということが研究会で指摘いただいているわけであります。

7ページ目にございますように、アメリカについては、ミルウォーキーとか、クリーブランドの一部地域での限定的なバウチャーということで、低所得者層を対象にした私立学校へのバウチャーということが中心的なやり方になっているということで、ネーションワイドな、ないしは全児童生徒を対象にしたバウチャーでは必ずしもないということがあるわけでございまして、アメリカにおいても結局バウチャーの全国的な導入には至っていない。バウチャーの考え方、効果についても賛否両論はある。確かに賛成論もございます、教育上の効果が上がったという一部地域のもので、賛成論の立場の方もおられますし、それについての反対の考え方もあることも事実のようでございます。

イギリスについては、イギリスの制度が児童生徒数等を基礎に置きながら公費配分を行っているという意味で、広い意味でのバウチャーとしてとらえるという考え方はあろうかと思いますが、純粋な公立学校と教会のイニシアティブによって設置され、公営私立という形で行われている学校を対象とした、児童生徒数に着目した公費配分が行われている実態があるようでございます。

ただ、パブリックスクールに代表される私立学校には、当然こういったバウチャー的な 公費補助がない代わりに、国の定めた教育課程に従う必要もなければ、入学者も自由に選 抜できるという状況があるわけであります。

8ページ目にございますように、イギリスで児童生徒数に着目して公費配分が行われているとはいえ、それは積算の出発点であって、児童生徒数が減少したとしても、学校の運営に最低限必要な人件費や運営費を確保する必要があるために、さまざまな補正がなされた後に予算が配られているということで、子どもの数の大小があったとしても、必要な最低教員数というのは措置されるということになっておられるようです。そういったことで、児童生徒数が決まった上で、標準法により必要な学級数・職員数を算出し、公費を配分している我が国の場合と同じように、イギリスにおいても「学校単位」「教員単位」「LEA単位」の積算等を使って公費を配分しているようでございます。

オランダにつきましては、もう御案内のとおり、建国の事情がそもそも宗教的自由を巡ってスペインから独立をしたような経緯もあるわけでございますので、宗教的自由に基づく学校選択を保障していくという目的から、公営私立学校にも公的補助をする。それが、児童生徒数を基礎に置きながらさまざまな補正を学校が成り立つために必要最小限の保障もしながら補正を行っていくという形になっているわけであります。

ちなみにオランダは、原則 200 人以上お子さんがおられれば学校設立の自由があるという意味で、学校設立の自由がある中で公私を通じた児童生徒数を基礎に置きながらさまざまな補正を加えた公費配分が行われているようでございます。

スウェーデンもバウチャーが行われているというような御議論があるわけでございますが、これは各コミューンによってさまざまだということで、貴会議もナッカ市を訪れられたかと思いますが、290 あるコミューンのうちナッカ市を含めた 10 コミューンほどが、このような形で学校選択をお認めして、公費配分等を行っておられるようでございます。

チリは、ある意味で言えばネーションワイドで行っているバウチャーでございますけれども、これについてはいろんな方向があるわけでございますが、バウチャー導入の結果、公立学校から私立学校に生徒が移行し、私立学校に移行した子どもの学業成績の向上が一部見られるという報告もありますが、同時にソーティング(階層化)による格差拡大が見られたとの報告もあるようでございまして、公私をとらえたバウチャーによってスキム・ザ・クリームというのか、おいしいクリームのところだけがスキムされるということが出るのではないかという懸念も関係者から指摘いただいていることは事実でございます。

9ページ目にございますように、バウチャーはやはり諸外国でも多様な形があるということで、その定義についてはさまざまである。論者によって一定していない、教育バウチャーをどのように整備すべきかということでは、狭義、広義、さまざまなバウチャーの考え方があろうかと思いますが、研究会の中では競争原理の導入と学校選択の自由という導入目的の観点からバウチャーというものをとらえていってはどうであろうか。その際に、イギリス、オランダが、児童生徒数に応じて学校に配分される公費配分システムですけれども、これはそれぞれの国では必ずしも教育バウチャーとは認識をされていない、そこら辺はもう少し調査が必要だという御意見があったわけでございます。

10ページ目に、基本的な考え方の整理ということで、我が国における教育バウチャー導入の可否等の検討においては、やはり教育の質を向上していくということ、あるいは教育の機会均等と水準の確保の観点から、教育行財政制度全体を踏まえた議論が必要であろうと。我が国の場合も、児童生徒数を基にして学校運営に最低限必要な教職員にかかる経費を、最終的に公費配分が行われているということで児童生徒数のみに応じて全国的に配分を行う教育バウチャーの導入が妥当かどうかは、さらなる検討が必要であろうというふうに意見をいただいているところでございます。

バウチャーを導入した場合に想定される教育水準の格差の懸念というものが、どう払拭されるのか、あるいは中長期的な学校経営の安定性がどういうふうに確保されるのか、通学の安全の問題、情報アクセスの格差の問題、財政支出の膨大化の問題、過疎地における教育の問題、私学の問題等々、さまざまバウチャー制度を導入したときのいろんな課題があるうかということが御指摘をいただいているわけで、必ずしも学校選択、競争という切り口だけで本当に十分機能するか、その副作用がないかどうかということは検討すべきだという御議論をいただいているところでございます。

なお、バウチャーを学校選択の面から捉えるならば、バウチャー以外のさまざま取組みを行っていく、オルタナティブな措置によっても十分効果を発揮できるのではなかろうかという御指摘もいただいているところでございます。

11ページ目に、我が国におけるバウチャー制度導入の具体的な課題として、先ほど申し上げましたとおり、我が国の教育行財政制度の根幹に関わる問題、特に義務教育については教育の機会均等、教育水準の確保を基本として、どういうふうに考えていくのかということで、ネーションワイドな児童生徒数に着目した公費配分の在り方というのは、なかなか課題が多いのではないかという御議論があったわけであります。

今後、やはり各学校を段階別に基本的な考え方を整理していく必要がある。義務教育と非義務、非義務でも幼児教育や高等学校教育、大学教育、それぞれいろいろあるだろうと。そこの中で就学前教育におけるバウチャー導入については、検討する余地があるのではないか。あるいは専門分野に特化した職業訓練等、個別分野についてはバウチャー導入について検討することも考えられるのではないかといった御提案もいただいているわけであります。

私どもとしては、一番最後の にございますように、教育バウチャーを導入したときに、 各学校で児童生徒の増減があるたびに教育費の過不足が生じて、中長期的な計画整備がで きないということで、財政負担の問題や効率性の問題、さまざまな問題があろうかと思っ ているわけでございます。

いずれにいたしましても、まだ諸外国の実態調査も十分ではございません。それを我が国で考えるときに、さまざまな課題があって、その課題をどのように克服できるのか等々については、まだよく検討していく必要があろうかというのが現段階の考え方であります。貴会議から、こういう児童生徒数に着目して公費配分を行うことを1つの施策として、極めて有効な施策の1つであると考えているという御指摘をいただいているわけでございますが、1つの施策ではあろうかと思いますが、制度を実施したときの功罪、メリット・デメリット、あるいは副作用等の問題があるのかどうか、どういう教育バウチャーの制度展開ならあり得るのかということは、これは教育行財政制度全般との兼ね合いを考えながら、今後更に検討を進めていく必要があろうかと思っているわけであります。

更に貴会議から御指摘をいただきました、特区での検討があり得ないのかというお話は、このバウチャー制度、特区であれ、全国区であれ、さまざまな課題はあるということがまず大前提になるわけで、これは特区でも全国区でも同じような問題が生ずるわけでございますけれども、具体的に特区を、これから「あじさい月間」でおやりになるわけでございますが、地方公共団体がどのような制度設計で、このバウチャーについてお出しになるか、ならないのか、それは当該地方公共団体によるものを十分拝見させていただく必要があろうかと思いますが、財政措置を伴うものであるとするならば、これはなかなか特区制度の趣旨にはなじみにくいのではないか。

それと、御案内のとおり、教育費は国や都道府県、市町村、それぞれがそれぞれの役割に応じて公費分担をしているということがございますので、当然どの主体がこのバウチャーの公費負担等をするのか等々、やはりそういう技術的な、制度的な問題もあるわけでございますので、特区での御提案があるとするならば、どういった検討が可能なのか、これ

は今後考えさせていただく必要があろうかと思っております。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございました。

それでは、本テーマにつきまして意見交換をさせていただきたいと思います。どうぞ。 安念専門委員 今、御紹介いただいたのは、文科省さんの公式見解ではなくて、専門家 が集まって会議をしておられる、そこでの発言集というふうに理解すればよろしいですね。 そうだとすると、これは直接文科省さんを御批判するのではありませんよ。でも、バウチャーにはいろいろある、背景もいろいろある、賛否両論ある、欠点もある、いいと言っている人もいる、そんなことは初めからわかりきったことでして、そんなことに専門家の 学者先生に集まってもらう必要は全くない話でございます。

失礼ながら、これは文科省さんを御批判しているのではないのだが、その程度のことで学者だと言っている人を相手にしなければならない貴省のお立場は大変同情いたします。この程度では、普通学問とは言わない。もし学問と言えるのだとすると、まずやってみようと、いいか悪いかの問題ではなくて、まずやってみたとした場合に、どういうやり方が可能であるのか、もしやってみた場合、どういう欠点が出るか、それをどのようにふさげばよいかというプラクティカルな検討をしなければなりません。いいか、悪いかを、抽象的にフィロソフィカルなレベルで議論することには、率直に言って何の意味もないと思うのです。

頼りない人たちだとは思いますけれども、樋口審議官に指導していただいて、少しは実 のある議論をしなさいと言っていただけませんでしょうか。

もう一つ、私どもと合同で勉強会をしようということを、ずっと前から言っていて、お互いにとってメリットだけだと思うのですけれども、なかなかどうしたわけか、御賛同がないのか、御反応がなくて、ちょっと困っているのですが、その点についても一緒にやったらどうというようにおっしゃっていただけませんか。

樋口審議官 はい。私ども5回の有識者会合を開きまして、それぞれ文科省のホームページに議事録、あるいは配りました資料等を公開をさせていただいております。

私どもまだ有識者の御意見、海外の文献調査等の結果をいただきながら、まだ取りとめがない議論をしているということは、確かに今の御指摘のような事実がございます。

今後、貴会議の方の有識者の方々にもお越しいただいて、ヒアリング等を行うことについては、全くやぶさかではございません。私どもとしても考えさせていただきたい。

ただ、この委員会での議論の中で、外国におけるバウチャーといったときに、先生がおっしゃるように、確かに当たり前だと言えば当たり前かもしれませんが、それではバウチャーというのはG8とか、そういう先進各国の中でのユニバーサルなシステムとして本当にあるんだろうかと。そしてそれがネーションワイドで行われているんだろうか、そして教育上の効果が十分上がっているのかと。賛成論もあれば反対論もあるという御議論で、決して反対論ばかりではないけれども、賛否うず巻いている中で、バウチャーを今、我が

国に導入する意味合いというのは何なのかということが会議で問題になったことも事実で ございます。

それは、バウチャーというものは、当然教育行財政制度の根幹に関わるような、単に公費配分の在り方だけではなくて、例えば教員の任免から、権限の問題から、すべてが全体に絡まってくる話だろうと思うんです。そうしたときに、我が国の今の教育行財政制度が機能不全に全く陥っているのか、バウチャーというのが、これを乗り超えるような有意義なものなのか、諸外国でユニバーサルで有意義であり、やはり我が国も導入しなければいけないのかということについては、ここはこの会議体ではなかなかそこは難しい問題があるという認識を持っているということも御理解をいただきたいと思っております。

福井専門委員 私も、この検討会の議論のとりまとめ、本日拝見した研究会の検討状況のとりまとめなるものの全体的な事例の挙げ方やトーンが、バウチャー制度に対して非常にネガティブになっていると思いました。もう方向性を決めて議論されているのかなという危惧を感じるほど、よい面をほとんど取り上げておられない。また、かなり取って付けたような、揚げ足取りに近い、非常に瑣末な批判をも、針小棒大に取り上げておられる。この文書自体、到底フェアな検討会報告書とは思われないのです。

こういう流れの延長で検討していただくのであれば、教育バウチャー、すなわち消費者 あるいはユーザーの選択を保障するというバウチャーの議論は、ほとんど実りのないもの になりかねないことを非常に危惧いたします。

個別に指摘すればきりがないんですけれども、どうしてメリットについて実証データがある部分については、一切意見やデータの集計の中で触れられないのでしょうか。非常に疑問です。

それから、かなりの部分を割いて、バウチャーの概念とか定義の整理について、相当なエネルギーを使っておられますが、そういった問題は、バウチャーの趣旨に照らすと言わば枝葉末節でありまして、バウチャーの本質は、保護者や生徒が選んだ学校に国庫補助が行くということ、補助金支出先の選択権が文科省や自治体ではなくて生徒や保護者にあるということです。それが先進各国でも、当然の前提たる本質的な要素とされているわけです。そういうことについて、定義の問題としても、概念の問題としても、全く整理をされておられない。

バウチャーとして瑣末な紙でできた券を配るかどうかというような、どうでもいい問題ではなくて、基本的に選択性と、その選択に基づく補助金の配分に意味があるという本質論に即した整理をやっていただかないと政策として意味がないと思います。

目を疑いましたのは、学校経営の安定性の問題を強調されておられる点です。要するに バウチャーによる補助金が来なくなるということは、生徒や保護者に支持されなくなる学 校であるということの1つの重要なシグナルです。にもかかわらず、学校経営の安定性が 大事だからバウチャーはだめだ、と主張されるということは、支持が得られない悪い学校 であっても、常に安定して存続させ続けないといけない、ということを論理的には意味す ることになります。そういう問題意識が出てくること自体、問題は根深いのではないでしょうか。

樋口審議官 その問題は、中長期的にどの組織体でも経営計画というのはあるわけでありまして、児童生徒に選ばれたり、選ばれなかったりというのが、各年毎にフラクチュエートするならば、中長期的な経営計画が立てにくいという問題は、やはり経営上の問題としてあると思います。

福井専門委員 その場合に、選ばれなくなったことには理由があるという方の重大な側面を無視してはいけないと思うんです。

樋口審議官 ですから、それは選ばれる学校も、選ばれない学校も、子どものフラクチュエート、数のフラクチュエートによって、中長期的にどういう施設計画や、どういう教員配置計画をやるかということが、十分できなくなるという問題はあるということを申しているわけであります。

福井専門委員 それも、どこまで実証的なことに基づいておっしゃっているのか、やや疑問なんですが、少なくとも我々が訪問したイギリスやオランダやスウェーデンの実例では、格差が開いたり、あるいはどこか廃校の危機にさらされる学校が出てくるというような事態の発生は、少なくとも訪問地の教育行政担当者からは一切聞かれませんでした。なぜならば、バウチャー制や選択制は、まさに教育の質で保護者から選ばれるために職員や教師たちが頑張る、そのインセンティブを持つことで、どこも頑張るから結果的にはみんな教育水準が底上げになるというのが、異口同音の彼らの見解であり、発想です。

その点についても、メリットや実例だってあるにもかかわらず、なぜこの資料の中にそういったことが一言も出てこないのでしょうか。

樋口審議官 それはないです。賛否両論さまざまある。確かに、賛成論についての分析、例えばアメリカのバウチャー分析の中で出ているんですけれども、それはミルウォーキーとか、クリーブランドとか、一部の地域の貧困層の中でくじ引きで決められたお子さんの私立学校に行ったときの成績がどうで、そして公立学校でどういう効果が上がったのかという分析で限定的なものになっているわけです。

私どもとしては、バウチャー賛成論を挙げることはやぶさかではございませんけれども、 残念ながらこの有識者会合では、そういった御指摘がまだ十分でなかった。

それと、私ども9ページのところで、先ほどバウチャーの議論をいろいろしていたと申し上げました。確かにしておりました。ただ、ここに先ほど申しましたように、競争原理の導入と学校選択の自由という導入の目的や趣旨という観点から、バウチャーというものを考えるべきではないか。ここに議論が落ち着きつつあって、余り発券するかしないかとか、そういうセマンティックな議論をしてもいたし方ないだろうというふうに、収束はしていることは事実であります。

福井専門委員 それは大変結構なことだと思います。

ちなみに、アメリカの事例について、非常に簡単に触れられたんですが、少なくとも我々

も詳細な事情を把握しておりますし、貴省の研究会にも参加しておられる渡辺先生などの研究成果によっても、ミルウォーキーやクリーブランドでは、バウチャー実験校の成績も上がった。さらに、バウチャー実験校との競争を強いられたほかの地域の学校の成績も上がり、満足度も上がった。なおかつバウチャー実験校は、公費負担が今までの非バウチャー方式と比べてわずか 56%に低減しという、非常に客観的で統計的処理も施したデータも出ているわけです。こういったデータについても、きちんと議論の俎上に上げて、しかるべきフェアな取捨選択をしていただきたいと思います。

これも、今ここで詳細の議論を行うのは趣旨ではございませんが、我々が把握している限りでは、アメリカのバウチーにせよ、チリのバウチャーにせよ、ネガティブな見解をお持ちの方が、データや実証に基づいて、かつ統計的手法で分析した批判は、我々は寡聞にして一本も存じ上げておりません。これに対して、ポジティブなものについては、統計的手法を使った精密な実証成果が随分ございます。こういったことも踏まえて、フェアに素材を土俵に乗せて検討いただきたいと思います。

樋口審議官 私は実証的にネガティブなものはないとまで断定できるかどうかについては、ちょっと発言を留保させていただきたいと思います。 賛成論があることも事実であります。 ただ、 賛成論がネーションワイドで行われたものなのかどうかということについては、残念ながらないのではないかと。 アメリカは当然でございますけれども。

福井専門委員 ネーションワイドについては、オランダやイギリスは実際ネーションワイドですね。

樋口審議官 ですから、イギリスやオランダをどういうふうにとらえるかということは、 先ほど申しましたように、公費配分の在り方としては確かに児童生徒数に着目している。 ただ、例えば我が国の場合をどうとらえるかですけれども、我が国の場合も児童生徒数に 着目して学級数が押さえられ、そこで教員数が配置される。イギリスやオランダの場合も、 単純に児童生徒数ではなくて、結局それぞれの学校が児童生徒数が大小であるとしても、 子どもの数が少なくても、必要最小限学校に必要な教員数と運営費というものを勘案しな がら、補正係数というものが考えられているようでございますので、それは結果としてみ ればどういうやり方が、どちらが合理的なのかという問題になってくるわけでございます。

福井専門委員 誤解のないように申し上げますと、これは既に幾度となく明らかにしておりますが、私どものバウチャーの概念は、機械的にすべて人数頭割りで均等額だけを配分せよ、などという乱暴なものではありません。まさに御議論にありましたような、障害者がいる、低年齢の児童を抱えている、あるいは移民が多い、などさまざまな考慮要素でバウチャーの単価を采配する、加減をするということは、当然先進的な国でもやっている配慮ですし、日本でバウチャーを考えるとしても、当然に配慮しなければいけないことだと考えています。

しかし、重要なことは、イギリスやオランダやスウェーデンは、過疎地なら増額とか、 障害者なら増額という要素は当然に踏まえつつも、基本的に原則として生徒1人当たりで 補助金を配分するという基本思想を徹底して、それをうまく運用している国だということです。

スウェーデンについて、これもミスリードなので念のため御指摘申し上げたいのですが、スウェーデンでバウチャー地域が 10 しかないとおっしゃるんですけれども、もともとスウェーデンは、日本あるいはオランダなどの稠密な国と違って、非常に過疎地域やラップランドの多いところです。学校選択が物理的に可能な地域が、大都市とか大都市近郊のコミューンに限られているわけです。しかし、これもデータがございますが、スウェーデンの政府の意図がまさにそうであったように、公立だけではだめだ、公立学校を私立とも競争させようという目的は、まさに全地域のうち3割にしか私立学校が存在しなかったのが、今、6割になっている、ということで十分達成しているのです。

このように、まさにバウチャーや選択制の目に見えない効果というのは随分あります。 そういった諸事情についても、それこそフェアな土俵で議論していただきたいと思うわけ です。

イギリスとかスウェーデンについても、あたかも保守系政党だったからバウチャーが導入されたかのごとき記述がございましたけれども、これも重大な誤解があるので訂正させていただきます。スウェーデンでは 94 年に社民党政権が復活しております。それ以来十数年経っておりますが、見直しの動きは一切起こっておりません。また、現在イギリスは御承知のように労働党政権です。保守党政権の時代に導入されましたが、その後ブレア政権になって、バウチャー制度の根幹を見直そうという議論は一切ございません。

さらにチリについても、非常にネガティブな情報を掲げていますが、81年にバウチャー導入して以来、既に 25年経っているわけです。しかし、基本的なスキームを一切変えずに、いまだに全国規模で実施されているのです。もし引用された一部学者のおっしゃるほど、さほどに問題がチリ国内で頻発しているのだったら、今はピノチェト政権ではなくて文民政権ですから、民主主義的な圧力で、実際に幾らでも変更を求める政治的な転換や、そのための議論が可能なはずです。なぜそういう動きが出てきていないのでしょうか。これらの明白な事情も含めて、問題を総合的にとらえていただかないとまずいと思います。

樋口審議官 チリでは、もう二十数年バウチャーが行われているというふうにはお聞き しております。ただ、それがバウチャー制度を導入したことによって、成果が上がったか どうかはまた別問題だということでございますので、ここで挙げているのは公立から私立 へのシフトが起こっていたという報告がされていると。

福井専門委員 それでは、その点についても1点具体例を補足させていただきます。斉藤泰雄先生という、文科省の職員たる国立教育政策研究所総括研究官の文献がございます。斉藤先生の文献によれば、チリでは試験成績の厳密な時系列比較分析はできないとされます。要するに、チリでは、統計的になかなかデータが取れないという制約を前提にして、教育費が削減される中で量的拡張を達成しながら学業成績をそれなりに維持したことは、バウチャー制度の成果であった、と書かれています。

また、バウチャーによって、私学からの挑戦にさらされた公立の側でも、校舎の清潔や清掃、学校情報の公開、宣伝、制服の見直し、生徒、リクルートの活発化など、私学のマーケティング戦略を模倣し始めた。総括として、チリの教育に何らかの肯定的な成果をもたらしたことは否定できない。このように貴省の職員が言われているのです。このような明白な研究成果について、なぜ検討会の中間とりまとめでは一切言及されてないのでしょうか。

樋口審議官 今のお話は、また研究会の中で検討してみましょう。ただ、私が申し上げたいのは、この研究会の御議論の中で、今いろいろとバウチャーについてのお話がございましたけれども、チリでも、イギリスでも、アメリカでも、スウェーデンでも、それなりの教育効果はあったかもしれません。では、日本について、例えば1つ学力を指標にするのが適切かどうかは別にして、国際的なPISAの調査とか、あるいはIEAの調査で、日本が極めて低いレベルに甘んじていて、これは何とか改革をしないといけないということであるならば、新しい財政システムの導入は必要かもしれませんけれども、アメリカもいろんな教育上の困難な課題を抱えて、さまざまな改革策を打っている。そうすると、日本の今の教育行財政制度というものが、機能不全に陥っていて、学力向上に結び付いていないということであるならば、それは1つの課題であろうかと思いますけれども、バウチャーの制度を取り入れなければ、日本の問題が解決しないという認識は、現在のところございません。なぜ今バウチャーなのかという議論は、有識者の方々の議論としてあります。

安念専門委員 ならば教えていただきたい、なぜバウチャーではいけないのか。それは、 樋口審議官の責任ではなくて、学者であるならば、だめである理由を実証的に言わなけれ ば、そんなの学問でも何でもありません。ただ疑問であるなんて、そんなの話にならない。 樋口審議官に言っているのではないんですよ。

樋口審議官 安念先生。

福井専門委員 でも、最初に議長からも申し上げたように、少なくとも我々の調査では、学校教育に不満足の保護者が圧倒的に多いのです。また、バウチャーの導入についても、 賛成だという国民が圧倒的に多かったのです。ですから、物すごく悪くて、破綻寸前の教育制度にならなければバウチャーの議論をしてはいけない、とはいえない。そんなことは ないはずです。

樋口審議官 私は日本の公教育が課題をもちつつも、破綻寸前とは思っていません。内閣府としては意識調査を何度も取り上げられますけれども、私どもはこのことに対しては、今まで余り申し上げていませんでしたけれども、内閣府の調査を行ったけれども、私どもも義務教育の構造改革を進めるときに、文科省もいろんな意識調査を行わせていただきました。残念ながら内閣府さんの調査結果とは違う調査結果が出ています。我々に対しての辛口の意識調査も、ここの中にはたくさんあります。しかし、学校満足度調査については、貴会議のあれとは違うところがあります。私はそこは本当に群盲象をなでるような、あまり用語としては適切ではないかもしれませんけれども、それは意識調査の側面を、おたく

様がこう見るならば、それはいろんな見方は確かにある、内閣府の調査結果だけが妥当な エビデンスベーストとは必ずしも言えない。

福井専門委員 そうでしたら、ここでそういう抽象論でいきなりおっしゃられても困りますから、後ほど文書で、我々の会議や内閣府の調査のどの点にどういう問題があって、 文科省の調査と比べて何が問題かを教えていただけますか。

樋口審議官 私は問題があると言っているのではなくて、おたく様の調査と私どもが行った調査、それはさまざま異なる点がありますよと。

福井専門委員 わかりました。では、我々は実は文科省の調査結果について、いろいろ問題点として認識すべき点が多々あることを把握しています。後ほど、それを文書でお互いに交換いたしませんか。もし我々の調査結果に何らかのバイアスがかかっているという御主張がおありでしたら、我々はそれに答える用意があります。また、文科省の調査についても、実はかなりの疑問があることを整理しています。すなわち、文科省調査では、統計的に極めて限られた少数の学校だけを対象に、しかもその全校生徒を対象に、調査票を学校の担任を通じて回収しているという事実まで把握しております。それこそ、さっきの保護者アンケートとも関わりますけれども、こういうやり方のどこがフェアな調査のあり方であろうか、極めて疑問を持っております。後ほど双方の調査についての見解を文章で交換させていただきたいと思います。

宮内議長 どうぞ。

榎本室長 失礼します。教育制度改革室長の榎本と申します。

各論になりますが1点だけ。先ほど、海外におきましての政権交代があっても、制度は 変わらずにというお話がございました。イギリスに関して補足いたします。

イギリスで、子供1人当たりという単価に着目した制度が導入されましたのは、1988年の教育改革法に基づく一連のものであります。したがいまして、89年または90年代からそういった考え方が取入れられたところでありますけれども、90年代の時期、主に保守党でありますが、この段階におきまして国全体で教育水準が上がったというものにつきましては、余りないのではないかと思います。

イギリスにおきます一般的な感覚といたしましては、90年代初め、保守党におきましては、必ずしも教育水準は上がらなかったと。97年になりまして、ブレア政権になって教育改革ということが具体的な柱となり、学力の目標設定、予算の充実といった改革が進んでいく中で、現在よく言われます、イギリスの改革は進んでいるというものと思っております。

草刈総括主査 思うのはいいけれども、それは全然事実誤認です。いいですか。教育改革というのが行われたのは、サッチャーの時代に、先ほど樋口さんが言われたように、教育自体を左翼の先生がめちゃくちゃにしてしまって、ぐちゃぐちゃになってしまったと。そういう状況をどうやって変えるか。教育というものが国にとってどのぐらい大事だということをサッチャーさんが認識して、それで教育改革をしたわけです。そのときに盛り込

まれたベースになったのが、この考え方です。

それで、その教育がちっともよくなっていないというのは、どこにそういう証明するものがあるんですか。見せてください。イギリス人はそういうことを思っていませんよ。

榎本室長 イギリスにおきまして、GCSEまたはAレベルといった全国的な試験がございます。こういった全国的なテストの結果が上がってきているのは、ブレア政権になってからでございます。

草刈総括主査 どうしてですか。

福井専門委員 因果関係について、統計的に処理されているんですか。要するに、もと もとのバウチャーの成果がタイムラグで出てきたのではなくて、労働党政権の改革によっ て上がったんだという、特定の因果関係を説明できるんですか。

榎本室長 予算の積算の変更によって成果が上がったというものも逆にないと思います。 福井専門委員 そんなことは聞いていません。要するに、あなたがそうおっしゃるから お尋ねしたいのです。労働党政権の改革によって教育水準が上がったとおっしゃったのは、 あなた自身です。だったら、それについて因果関係を説明できるデータを後ほどお示しい ただく責務があると思います。ご自分が答えられないからといって、相手に主張してもい ないことを問い返すのは、フェアな議論の仕方ではないでしょう。

榎本室長 労働党になりましてから、全国試験の結果が上がったというものはございます。

福井専門委員 そうではなくて、労働党政権の改革によって水準が上がったとおっしゃったのだから、そう主張されるんだったら、因果関係を説明するデータを後ほどお示しくださいということです。

榎本室長 はい。

草刈総括主査 言っておきますが、労働党政権のそれが、全然違ったバウチャー制度に変わった、あるいはサッチャーの時代にやっていたことを全部やめて、だからよくなったというならわかります。ですけれども、ずっと基本的な制度設計は全然変わっていないではないですか。

榎本室長 例えば、2006年度におきましては、そういったものはございません。

草刈総括主査 2006 年度の話をしているのではないのです。1997 年と言っているから、そういう話をしている。とにかく、後でそのデータをください。もうこの議論はやめます。 樋口さん、我々、先ほどお二方が言われたような形で、どうも片方に色が付いてしまったような議論をしているのではないかという疑いもあり、是非、私たちも別にどちらか納得できる議論があって、バウチャーはよくないよ、こちらの方がいいよというのであれば、それはそれで私たちだって納得できるのです。

ですから、その突き合せを議論させてもらわないと、我々も忙しい先生がヨーロッパに行って、全部自分の手で探して勉強してきているわけですから、その辺のところをきちんとフェアな形で議論をさせてもらわないと、非常にまずい方向にいってしまうのではない

かと思いますので、それを1つお願いしたい。

それから、これは単なる質問ですが、いわゆるこれからの少子化の問題とこの辺の話と、 研究会の中で関連づけた議論というのは、今までになされていますか。

樋口審議官 その少子化というのは、どういう問題意識ですか。

草刈総括主査 少子化で、だまっていても既に起こっているように、小中学校の数というのはどんどん減りますね。減っていかざるを得ない。

それは、幾ら一生懸命 25 人学級とか何とか言っても、現実には私の中学もなくなりそうになったりしているのです。東京で、特に都市の方はそうですけれども。

ですから、そういう議論と予算の設定の問題というのは、当然絡んでくるわけです。そこでどういうようなものがいいとか、悪いとかという議論はあると思いますが、1つの考え方としては、私はバウチャーの適用というのが議論になってもおかしくないと思っているのですが、そういう議論はされていますかという質問です。

樋口審議官 そこはまだ十分されていません。ただ、少子化の議論というのは、少子化に伴って当然、教職員数の配置が減ってもいいはずだと、教育費が減ってもいいはずだというのは、財政当局からの常々のお話がございますが、ヨーロッパ諸国と比べると、教員1人当たりの児童・生徒数とか、学級規模というものは、まだまだ十分なものではないという問題があって、逆にこういう少子化を好機にして、教育条件をきちんと引き上げることこそ大切だと考えます。

結局、学校の教育の質の向上というのは、バウチャー的な議論だけではなくて、すぐれた教員をどういうふうに確保するかとか、どれだけの教員を配置し得るのか。さまざまな要素の中で考えていかないといけないのかという御議論があります。

それと、私どもは、バウチャーという御議論は、イギリスやオランダ等々もある程度私立も想定した形で導入することの問題をどうするかがあると思います。例えば公立学校だけであれば、バウチャーの学校選択の問題として、確かに学校に直接経費が下りるという問題は一応除いたとして、学校選択によって1つ目的は達成し得るという議論があるんですが、これは当然皆様方の御議論はここの中に書いてございますように、公私を含めたという御議論であるわけですね。

福井専門委員 バウチャーを公立だけで始めてみるとか、私立だけで始めてみる、ある いは私立の高校だけで始めるとか、いろいろな選択肢があって、これでなければならぬと いう議論ではないのです。

ですけれども、今おっしゃった公立の場合だったら、選択制だけでうまくいくかというと、それはそうでもない。公立で実験的行っているのは、アメリカに例があります。ミルウォーキーやクリーブランドで、公立学校のバウチャーリーグをつくって、実験をやっています。機関補助として配っていた補助を、生徒数単位で配るというように、予算配分方法の組換えとセットになった学校選択制でやっています。日本でも差し当たり公立だけで始めるという選択肢は大いに検討に値します。その場合は予算配分方式を、原則生徒数基

準とする。勿論、先ほど話題が出た障害者などもろもろの配慮を行った上で実施するという実験を行うことが重要だと思います。

宮内議長 戸田専門委員、どうぞ。

戸田専門委員 時間がないものですから、細かいことは抜きにしまして、今のバウチャーの問題で資料Aを見ていただきたいのです。

先ほど議長の方から御案内申し上げましたように、私どもが、例えばバウチャー制度について申し上げている一番の根底が、この「学習者主権の確立」という立ち位置があるわけです。

先ほどから、チリがどうしたとかイギリスがどうしたとか、いろいろな細かい話が出てきましたけれども、福井先生の方からも申し上げたとおり、どうも文科省は一体学校の方から、あるいは財政マターとして、いろいろ生徒の数だとか学校が安定性とかというサイドから考えておられるような気がするのですけれども、私どもはあくまでも学校で学ぶ者の権利を確立すると。その権利の拡大の1つの方法として、教育バウチャー制を考えているわけです。ですから、立つ位置が違えば、全然違ってくると思うのです。

文科省の諮問機関だけではなくて、参考人になっている学者さんたちも、どうも文科省の立場で検討なさっているから、教育バウチャーのマイナス点ばかり挙げて、こちらではこうだけれども、こういう欠点があったとかというお話ばかりなんです。

ですから、これならば幾ら議論してもしようがない。、文科省は大体学校や教育委員会のためにあるわけではなくて、私は学校で学ぶ学習者のために存在するのだと思うのです。ですから、学習者の権利を確立し、その権利を保障するためにどういう制度がいいかと、絶えずそこへ戻ってもらいたいと思うのです。その延長線上で私どもは申し上げているのです。

ちょっと待ってください。最後まで聞いてください。ですから、その視点が、私はどうも欠けているような気がする。学校が学習者によって淘汰されてなくなる学校があると困るとか、それは、学校の安定性だとかということを考えているわけでしょうれども、選ぶのは主権者である学習者側なのですから、その結果であれば、それは多少の制度上の齟齬を来すことはあっても、それはやむを得ないと思うのです。一番大事なことは、学習者の権利を守るという観点から、私どもは教育バウチャー制を申し上げているし、欠点ばかり、あら探しばかりしないで、文科省の方でも是非、その観点から勉強していただきたいと思います。

樋口審議官 残念ながら、戸田先生のお考えも1つの御見識だろうと思いますけれども、 近代的な学校教育制度、中教審でもさまざまな議論をさせていただいたときに、それは必ずしもすべて個人に受益する問題として、確かに個人の人格の完成を目指して行われることであるけれども、特に義務教育については、国家社会の有為な形成者を形づくるという側面が、近代的な義務教育制度の中にはあると。そこの中で教育行財政制度をどのように制度設計するかということで、申し訳ございませんが、戸田先生のおっしゃるように、学 習者主権だけでこの学校教育制度を立てるということには、私どもとしてはちょっと問題 があると考えます。

福井専門委員 それはちょっと次元が違うと思います。戸田先生がおっしゃったのはこういう趣旨だと思います。指導要領等でナショナルミニマムとして必要な、例えば小中学校で最低限学んでほしいことを文科省が決められて、それを徹底されることは、我々は何も否定していません。すごく大事なことです。

ですけれども、それを守らせることと、守った上で楽しく効果的に授業を受けられて、 学校に通うのが嫌ではなくて、しかも勉強の効率が上がるというふうになる仕組みの在り 方とは、一応別次元の問題です。そのようにとらえていただきたいと思います。

樋口審議官 それはわかります。ただ、御案内のとおり、憲法 26 条で国民の教育を受ける権利を保障して、当然親には子供を就学させる義務を課す。それは、地方公共団体に小中学校など、義務教育諸学校を設置する義務を課して、すべての子供たちに教育の機会をきちんと均等に与えていくという義務教育の世界の中で、では学習者の権利をどのように保障するかという、制度的な1つのシステムを考えるときに、こういうバウチャー的な議論だけでいいのかというのが、ここの有識者の意見としてはあったということであります。

福井専門委員 勿論、我々はバウチャーだけでいいなどと、決して申し上げているつも りはございません。教育行政は総合的なものですから。

樋口審議官 バウチャーを配ることによって、先ほど競争によってつぶれるところもあると。ただ、現実に起こっている事態というのは、過疎地だけではなくて、都会地でも学校統廃合等問題が生じて、4キロ、6キロ以上、昔は小学校は4キロ、中学校は6キロ以内の通学と言っていましたが、それどころではない、広域の小中学校に通わざるを得ないような子供たちが出てきているわけです。

そうすると、こういった子供たちの教育を受ける権利、学習権というものを、地方公共 団体がどのように担保していくかという問題は、制度的にはやはりいろいろ考えていかな いといけないと思います。

福井専門委員 これも誤解のないように申しますが、我々で、学校がどんどんなくなってもいいなどと思っている者はいないのです。勿論、現にある学校はすべてきちんと発展していただくことが大前提です。だからこそ、イギリスやオランダでも、しかるべき監視機関が、学校がつぶれなくていいように、不人気校になって荒廃しなくていいようにと関与して、総がかりで支援し、バウチャー実践も国レベルでやっているわけです。そのような視点は日本でも共有できると思います。

樋口審議官 いずれにしましても、いろんな御議論がありますので、私自身としては、福井先生や安念先生等が私どものヒアリングの方にも、ヒアリングというか会の方にもいずれお出ましいただいて、御意見を伺うことについては、全くやぶさかではございませんので、また御紹介させていただきます。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 先ほど、樋口審議官の説明で、特区について認識の誤りがあったので、 それは訂正していただきたい。

つまり、特区は財政措置を伴わない。バウチャーは財政措置である。したがって、バウチャーは特区になじまないという三段論法を言われたのは、これは全く誤解であって、特区に財政措置がなじまないという意味は、特区によって新たな財政措置を付けるということは認めない。これは特区の精神です。

今のバウチャーというのは、別に新たに財政措置を付けるという話ではなくて、既存の 予算の配分方式を変えるということですから、これは特区で言う財政措置ではないわけで す。基本の財政に関わる配分の問題に過ぎないということです。

樋口審議官 確かに、特区の基本的考えは、新たな財政措置ということはなじまないというお話であったかと思います。私ども、ちょっとそこの点は不十分な説明であったと思いますけれども、ただ、例えば、特区提案の出方によるんですが、これまでもバウチャー的な特区提案があったときに、私学も入れたバウチャーということになれば、これはやはり新たな財政負担が結果として伴うことになるおそれがあるという問題とか、あるいは今のシステムの中で、国、県、市町村の公費分担の在り方が、このバウチャーによって全く様変わりしてくるわけですので、この行財政の財政負担の仕組みが変わってくるということが、特区の中でなじむのかという課題はあるという趣旨で申し上げたつもりであります。

宮内議長 さまざまな議論がございますが、本件につきましては、平成 18 年度中に結論を得るということになっております。したがいまして、具体的な方向性につきまして、早急にとりまとめていただくということでございますが、文部科学省におかれましても、スピードを上げて検討を深めていただきたいと思います。その中に、是非、当会議から示しました本日の様々な議論の内容を反映していただき、また、御質問あるいは御提案に対する明確な御回答を、とりあえず早急にいただければというように思っております。引き続き、議論をさせていただければと思います。

それでは、最後のテーマでございます、教育委員会制度の見直しについて、議論をさせていただきたいと思います。では、引き続きまして、草刈総括主査から当会議の考え方につきまして、御説明をお願いいたします。

草刈総括主査 資料3という、大きなA3の紙をごらんいただきたいです。

今日のメインイベントはこれでございます。教育委員会制度の見直しというか、教育委員会制度というものの在り方について、当方の考え方をここにまとめてございます。

まず「1.問題意識」というところに書いてございますが、現在の教育行政組織は、学習者サイドから見て、権限と責任の所在があいまいになっている。学習者側の要望や意見に即応できる体制になっていないということが、問題意識の第1点です。

2点目が、教育委員会が国の指導助言に基づく上意下達のシステムとして機能しがちであって、供給者側の視点に立った画一的な学校運営が行われているという認識をせざるを

得ません。

3番目が、住民から直接選出された首長さんたちが、直接的な責任あるいは権限を持っていないということで、教育については住民の要請を満たすことができないという状況にあるというところが問題意識の3点でございます。

次「2.見直しの方向性」ということでございますが、したがいまして「国が権限と責任を持つべき必要最小限の事項」以外は、教育委員会は全国一律に設置しなければならないとする現行制度を見直して、選挙で選出された自治体の代表たる首長が、教育ガバナンスの在り方について、責任を持って決定できるようにすべきである。

国が権限を持つべき必要最小限というところですが、右の方のところに3点ございます。 学習指導内容に基づく到達基準の明示。

学習者による教育評価に基づく教員の質を担保するということ。

同じように、学習者の学校選択を通じて、学校の質の担保。

教員の質、学校の質の担保。この3点ではないかと考えています。

結論として、私たちがやはり最大の問題提起として、黒いところに書いてありますが、 教育委員会の必置規制というのを撤廃すべきであるというのが、問題提起でございます。 そして、この下の方に書いてあります、若干補足説明になりますが、各自治体における教 育ガバナンスの在り方を原則自由にして、その具体的な決定、施行に当たっては、児童生 徒・保護者の利益を最大限にする観点から、以下の点を担保することが是非とも必要だ。 1 つは、教育現場に権限と責任を一体的に付与をして、児童生徒・保護者に対する説明責 任を全うできる体制にしてもらいたい。

例えば、市町村立の小中学校等の教員人事権、採用、人事異動を含みます、先生の退場権だけを付与するということではなくて、採用、人事異動を含む教員の人事権については、速やかに学校設置者たる市町村に移譲すべきである。これは、非常に小さなところ等で実現が不可能な場合には、広域化によるセーフティーネット等を構築する等の対処は、当然必要になるという前提ですが、これが一番最初に必要ではないか。

2番目に、各学校の自主性、自立性を尊重して、創意工夫が発揮できる体制。つまり、 現場に任せる、現場を重視するという体制にしていくべきではないかというものが、我々 の進めてきた問題提起でございます。

宮内議長 ありがとうございました。

それでは、本テーマにつきまして、文部科学省の考えをどうぞ。

山中審議官 審議官の山中でございます。

今、草刈主査の方から御指摘がございました点は、2つのポイントがあるのではないかと思います。

1つは、権限として、資料3の下の丸に入っております、教育現場に近いところに権限と責任を移していくという、ある意味での国、地方、あるいは地方の中でも、県や市町村があれば、すごく現場に近いところに権限を移していく。それによって、最終的には各学

校の自主性、自立性を尊重して、学校が創意工夫ある教育をできるようにするという仕組 みをつくろうということではないかと思います。それが1点。

もう一点は、教育委員会制度というもともとの教育行政を行う主体として、それぞれの 地方公共団体に置かれています、どこが教育を担うのかという点で、それについて今は、 都道府県、市町村に教育委員会制度というものが設けられていて、そこの教育委員会が学 校教育をやる権限と責任があるんだという体制になっておりますけれども、そこのところ、 そもそも市町村なり都道府県というところで、どこがその教育を担当するのか、あるいは どういう組織を持って担当するのかということについての、教育委員会制度をそれぞれの 地方公共団体がそれぞれの判断でできるようにしたらどうか。その2点であろうかと思い ます。

まず、その第1点目でございますけれども、私ども文科省の資料3でございますが、この点につきまして、あらかじめ私どもがいただいておりました資料1のところでも引用されておりますけれども、地方制度調査会等でも御指摘いただいていることは、そのとおりでございます。

その場に私も参りまして御説明したところでございますけれども、資料3の2枚組みのものでございます。そもそも教育委員会制度というものでございますけれども、教育委員会というのは、文部科学省といたしましては、教育というものの持つ特殊性といいますか、性格といいますか、教育の政治的中立性というものが強く求められるといった点、あるいは教育行政というものが、例えば義務教育でございますと今は9年間という、基本法の議論がまた行われておりますけれども、そういう長期にわたった子どもたちの教育を継続的、安定的に提供していくものであるといったこと。あるいは、そこにさまざまな意見のある地域の住民の方々の考え方というものの意向を反映しようというための教育行政を担う機関として設けられたものが、この教育委員会というものでございます。

これは、教育委員会制度、戦後導入されたものでございますけれども、行政委員会制度というものが日本に導入された際に、その1つとして導入されたものでございまして、この御指摘の方にも、市町村長との関係があるんですけれども、行政委員会制度そのものが、地方公共団体の執行機関として、市町村長、知事さんおられますけれども、こういう公選制による知事なり市町村長のほかに、1つの機関に権力の集中を排除することによって、行政運営の公正、妥当性を確保しようだとか、行政の中立的運営の確保をしようだとか、あるいは住民参加による行政の民主化の確保をしようといった、いろんな長から独立した権限を持つ委員会というものをつくって、ある程度の執行機関の多元主義といいますか、そういうものを反映して、こういう行政委員会制度というものが導入されてきたということがございます。

人事委員会でございますとか、教育委員会もそうでございますし、公安委員会とかというものが、行政委員会制度として設けられてきている、その1つというものでございます。 教育委員会につきましては、特に教育の政治的中立性の確保。これは、教育基本法の中で の、今の議論でもまさに言っていますけれども、やはり引き続き教育というのは政治的に中立な場でなければならないということでございますとか、先ほど触れましたように、教育行政についての継続的、あるいは安定的な行政というものが、長が代わると代わるということではなく、そこの継続性、安定性というものが求められるといった観点。

教育委員という形で、さまざまなバックグラウンドを持った方が、教育行政の中に入ってきていただくということで、いろんな立場からの議論をしていただいて、その中で教育行政、教育をどうしていこうという基本的な考え方を決めていただくといった、地域の方々の考え方を反映する、そういう組織として設けられたものでございます。

今、文部科学省としても、教育の地方分権、現場に近いところに、できるだけその責任 と権限を移していくという形の義務教育の構造改革を進めておりますけれども、そういう 中で、まさにそれぞれの都道府県あるいは市町村の教育委員会が、地域の学校教育の主体 として、学校を設置、運営している主体として、そこがしっかりとしていただきたいと。 そこの市町村に置かれている教育委員会、あるいは都道府県に置かれている教育委員会が、 ここで国からの指導助言に基づく上意下達システムと書かれておりますけれども、そうい う指摘があることも事実でございまして、私どもも昨年、中央教育審議会の中に、義務教 育特別部会というものを設けてやったら、地方団体の方から円筒型システムと言われて、 何だろうと思ったら、筒のようになっていて、教育の部分だけが国、県、市町村がぱっと 円筒になっているということで、円筒型システムという批判も受けましたけれども、私ど もとしては、それぞれ学校を設置している、あるいはもう県の教育委員会はしっかり持っ ていますし、それぞれの教育委員会が学校を設置して運営していんだと、住民の皆さんの 期待に応えるような、あるいは自主性、自立性を持った運営をして、それによって住民の 皆さんが公立でございますと、税金によって運営されているわけでございますので、そう いう期待に応えるような学校になってほしいということで、まさにそれぞれの教育委員会 が教育行政の主体として、要請に応えた、要請を展開できるような組織になってもらいた いし、そういう形での教育委員会の充実を図っていきたいと考えているところでございま す。

例えば、この資料 1 の方にもございましたが、基本方針の昨年の 2005 におきましても、義務教育について現場の創意工夫の促進を図る、あるいは人事権の問題でございますとか、現場主義ということがうたわれております。これにつきまして、私どもの資料 3 の 2 ページ目でございますけれども「教育委員会制度に関する今後の改革の方向性」ということで、私どもは、やはり教育委員会制度というのは、すべての地方自治体に設置するという、これは先ほどの政治的中立性でございますとか、安定性とか継続性というものを、やはり市町村は特に義務教育の小中学校を設置しておりますけれども、そういう教育行政については求められるのではないかという観点から、そういう基本的な枠組みというものは維持しながら、その中でそれぞれの自治体に合わせたような教育行政が執行できるように、教育委員会はしっかりと機能強化しなければならない。

あるいは、地方との関係といったものも弾力化するということを基本にいたしまして、(2)にありますけれども「教育委員会の組織の弾力化」ということで、今は教育委員の人数ですと、基本的に5人ですが、都道府県だと6人とか、市町村だと3人だとかいろいるできますけれども、もう少しそれぞれの規模とかというものに対応して、それぞれの市町村あるいは県ごとに教育委員会の組織といったものを、人数のようなものは弾力的に決められるというシステムにしたらどうか。

あるいは、教育委員会と市町村長、知事の権限の問題。ここのところも弾力的に、スポーツとか文化とか、どっちがどっちということではなくて、役割分担というものも弾力的に決められるといった制度にしたらどうか。

あるいは、これは先ほど資料3の方でもございましたけれども、人事権の問題。これは、まさに権限の問題でございますけれども、権限の問題は基本的にはそれぞれ、特に小中学校ですと、市町村が設置していますので、そちらの方に人事権を移譲していくという方向を見据えながら、しかしながら、これも草刈主査の方から御指摘があったように、小規模の市町村、小さい村でどうやって人事をやるのかという点もございますので、当面、中核市を一定規模の自治体というところに人事権を移譲するということを考えて、できるだけ学校に近いところに権限と責任が移っていくような、そういうことをしてはどうかということで、これは実は、昨年の中教審の10月26日の答申の内容でございますけれども、こういう方向に沿った形で、私どもは今、具体的に制度設計をしていこうということを検討しているところでございます。

最終的には、国は国としての責任がございますので、学習指導要領といった形での目標設定でございますとか、財源、あるいは教員の制度、そもそもの学校制度というものを構築するといった、こういう役割分担があり、そういう基準性の中で教育のプロセス、実施面をできるだけ現場に近い市町村の方に権限を移していこう。ただ、今までの制度がございますので、この中でできるところから手をつけていこうという考えでございます。

最終的には、教育の結果というところについても、国が検証するシステムも考えていこうということで、これは学力調査のような形で検証システムを考えていこうというところを検討しているところでございます。

草刈主査、特区の点も指摘されましたか。

草刈総括主査 私どもは、別に特区でやってくださいと申し上げているわけではなく、 基本的な考え方が真ん中に黒く書いてありますけれども、要するに必置というものをやめ ましょうと言っているわけで、特区云々の話を申し上げているのではありません。

山中審議官 資料1の方に特区の件もあったものですから。

草刈総括主査 そういう議論もあるということであって、我々の基本的な考え方として は、この紙に書いてあることです。

宮内議長 それでは、以上のお話に基づきまして、意見交換をさせていただきたいと思います。

戸田専門委員、どうぞ。

戸田専門委員 私は、四十何年学校現場におりまして、教育委員会の御指導、あるいは 遠く離れた文科省の御指導を受けてきたわけでございます。

それと同時に、学校で学ぶ児童生徒、主として高等学校が中心でしたから、生徒ですが、 生徒や保護者のいろいろな直接の声を聞いてきました。

例えば、校長会の風景などは文科省の皆さんは余り御存じないと思いますけれども、校 長会をやりますと、最初に教育委員会指示連絡というものをやるのです。それは何をやる かというと、文科省からこのようなことを言ってきている、したがって本県ではこういう ことをやると。校長たちは一応それを聞いているわけです。

その中に、非常に象徴的な話があったのですけれども、以前、特色ある学校づくり、あるいは個性ある学校づくりという施策を文科省の方で打ち出された。面白いことに、教育委員会の方では、学校の特色を出しなさい、個性を出しなさいということを画一的に各校長に言うわけです。校長の方も、私も含めてそういうように慣らされているせいか、ばかなものですから、どういう特色を私どもの学校は出せばいいでしょうかと教育委員会に聞くわけです。どういう特色を出せばいいでしょうかと聞く方も聞く方だけど。そうすると教育委員会は、ではあなたの学校はこういう特色を、おたくの学校はこういう特色をというサジェストするわけです。

私は、これはもう、先ほども現場主義という言葉が1つのキーワードだと思うのですけれども、例えば県教委にしる、市町村教委しる、私はもっと権限を下ろして学校を中心に、やはり学校のガバナンスは勿論きちんとする必要はありますけれども、そこまで権限を下ろしていけば、教育委員会というのは一体必要なのかどうかという疑問を1つ、校長として持ったと。

もう一つは、今度は保護者サイドから、例えば具体的に、「体罰は教育だ」という人も教員の中にいまして、体罰が好きな人がいるわけです。どうも困るから、あの教員を何とかしてくれという声が出てくるわけです。これは、私が校長をやめてから、今、どちらかといいますと、教育委員会だとか文科省だとか、既成の教育制度に対して批判的な立場をとっているということがわかっているから、保護者から悲痛な声。いろいろな学校の教師による体罰だとか生徒に対するいじめだとかによって悩んで、親までうつ病になった。そして、思春期心療内科の先生にかかって、それは教育委員会と闘いなさいと。闘うことが癒しにつながると言われて、そして私の方へアドバイスを求めてくるわけです。私の方でも、そういう不適格な教師は退場させるべきではないかという話を持っていくのです。校長のところに持っていくと、校長はわけがわからなくて、ああでもないこうでもないよくわからないと教育委員会へ持っていくのです。市町村教委へ持っていきますと、我々の方は人事権がないからといって、今度は都道府県教委へ持っていく。都道府県教委の方も、分限の問題がありますから、簡単には懲戒はなかなかできないということもありますけれども、最近の例ですと、ひどい体罰教師を結局半年停職にしたのです。そうしたら、その次の年

に、別の小学校へまた戻ってきたのです。それで、結局、市の教育委員会の方では、これ は何とか退場させたいと。ところが、人事権がないものですから、県の方では何とかして くれと言って、無理やり下ろしてきたのでしょう。その保護者の仲介をしたのは、私以外 にも市会議員もいるわけです。

つまり、市民から選ばれてあてにされている市会議員が教育委員会に話をしても、らちは明かないのです。教育委員会は、教育委員会の独自性、政治的中立性をこういうときに使うのです。ですから、外部からそういうことを言われても、我々は独自に判断するというようなことを言って、門前払いをくらわせる。

これは、1、2ということではなくて、こういうケースがかなりありまして、多分文科 省や教育委員会や先生の耳にはなかなか入らないのです。むしろ、文科省だとか教育委員 会に対して批判的、あるいは学校の在り方に対して批判的な者のところには、こういう声 が入る。さもなくば、心療内科のような精神科医のところへ、こういう相談はどんどんい くのです。その2つの上からと下からの事例を見ていても、教育委員会は本当に必要なの かということを、最近非常に痛感するのです。

つまり、教育委員会が本当に学校で学ぶ者の立場に立っていない。そちらを守っていない。逆であって、一生懸命自分たちの立場や教師の立場、あるいは文科省を守っているのかもしれませんけれども、どうも顔を向けている方向が違うのではないかと。こんなことなら、教育委員会はない方がいいと。むしろ、市民から直接選ばれている自治体首長の方が、それこそ学習者の権利を保障することができるのではないかということを、現場から見てしきりに感じるのです。

是非、教育委員会制度というものはどうしても必要であるというならば、なぜ必要なのかということを御説明いただきたいと思います。

以上です。

山中審議官 非常に厳しい御指摘をいただいたと思っております。

私どもは、教育委員会というのがしっかりと地域、市町村ですと小中学校に設置しておりましたし、県ですと、高等学校を中心に設置しておりますので、そこの自分たちが設置している学校について責任を持って、そこの仕事をしていくと。やはり、それは結局は最終的には子どもたちの教育を中心に考えていく。その内容は、個人と社会的な貢献等ありますけれども、そういうものだと思っております。

私どもは、制度をよりよくしていこうということで、先生がおっしゃられましたような教育行政、あるいは学校の教育に対する相談窓口といいますか、苦情と申しますか、あるいは批判といったものについても、先ほど先生がおっしゃられたように、直接学校には言いにくいという面がある。子供がその学校で学んでいるということがありますので、校長にそれを批判するといいますか、こういうことがあるということを言うというルートもありますけれども、プラスその教育行政である市町村の教育委員会なり、そういうところにしっかりと相談窓口をつくろうということでの制度改革というものも、平成 14 年にした

ということがあります。

しかし、先生がおっしゃるのは、そういう窓口をつくったとしても、そこでしっかりと対応してくれるのかどうかと。そういうところがしっかりと対応してくれれば、それでいいんだけれども、もしそれが対応してくれないんだったらどうしようもないではないかという御指摘だと思います。

私どもは、特に問題がある教員、あるいは指導力が不足している教員といったものについて、これまで教育委員会が責任を持って対応してきただろうかというところの批判も強いところでございますので、この点についても、各都道府県全部、これは全部任命権を持っていますので、そこにお願いをして、問題がある、指導力が不足している教員という者に対してしっかりと対応しようと。保護者から苦情がある。そこで、まず校長先生がしっかりとその状況を把握して、その先生が本当に指導力がないのかどうかということを判断していただかなければなりませんから、その校長がだめだったらだめではないかという御指摘もあろうかと思いますけれども、まずそこのところで把握して、そこで問題があれば、まずは教室で教える。子どもに直接教えるという立場からまず話すということ。研修といった形もありますし、その状況によっていろんな形もあろうかと思いますけれども、そんな形でしっかりと対応するようにしてくださいと。これは、私どもは直接任命しているわけではないのでできないですから、都道府県、市町村の教育委員会の方にお願いをして、教員評価をしっかりするということも含めて、問題のある教員に対する対応をしてくれということを言っております。

いろんな県でそのシステムも今、できておりまして、動きつつある、遅いという点はあるうかと思いますけれども、そういう取組みはしつつあるところでございます。

宮内議長 それでは、引き続きどうぞ。

戸田専門委員 今のお話が象徴的なのですけれども、私は個人の努力で、例えば相談窓口をつくったから、そこでしっかり対応すればいいということではなくて、教員がしっかり対応せざるを得ないシステムにすることが大事だということを申し上げているわけです。

ですから、私どもが主張している教員の保護者の意向を反映した教員の評価制とか、学校選択制というのは、一連のつながりがあるわけです。そこでしっかり、例えば校長もユーザーに選ばれるということであれば、大きな権限を持つ代わりに責任もしっかり持たざるを得ないわけで、すぐ首が飛びますから、ですからそういうシステムにしましょうと。むしろ、教育委員会のようなものが間に入っていると、ろくでもない余計なことをいるいる指示するだけだし、ちっとも保護者の立場に立たないから、なくした方がいいでしょうという、極めてシンプルなことを申し上げているのです。

それを、教育委員会の努力だとか、校長の努力だという、個人の努力の問題に解消して しまうから、いつまで経っても変わらないと思います。

山中審議官 これは会議の方からも御指摘をいただいていますけれども、システムとして学校評価がある。自己評価をする場合、そこに通っている子どもさん、保護者、あるい

は地域の住民の方の意見を踏まえながら評価をして、その評価を公表していくという仕組 みをつくっていくということ。これで、学校で行われている教育について、外からわかり にくいという状況を解消していこうと考えています。

今でも9割以上の公立の小学校で自己評価をしていますけれども、今回、策定した学校評価のガイドラインで、ただ形式的に評価しましたということではなくて、学校の経営改善、先生がおっしゃられたような学校に対する不満に応えられるような形で評価し、その評価結果に基づいて、では一体何をどこを改善しなければならないかという、次の、改善につながるような具体的な評価をしてほしいということを今回、ガイドラインで記述しているところでございます。

戸田専門委員 おっしゃっていることが非常に抽象的でわかりにくいのですけれども、 例えば保護者・児童生徒にとって一番学校の評価のかぎになるものは何かといえば、教員 の資質です。どういう教師であるかということです。

どういう教師であるかということは、別に校長から見ていい教師だとか悪い教師とか、 あるいは教育委員会から見て、文科省から見ていい教師だ、悪い教師だということではな いわけでしょう。これは、あくまでもそこで学んでいる児童生徒や、保護者から見ていい 教師かどうかということですから、その評価を中心にした学校評価でなければ意味がない と思うのです。

福井専門委員 ちょっと補足させていただきます。

今、戸田先生からも御指摘があったように、教育委員会がユーザーオリエンテッドかどうかということについては、実例においてもそうですが、構造的、システム的に必ずしもそうなりにくい要素があると思うのです。

なぜかと言えば、独立の権限を持つ執行機関ですから、逆に言えば、教育委員会自身は、 民意からコントロールを受ける、ないし住民に対して直接責任を負う立場ではないわけで す。そうすると、まさに市町村立学校であったとしても、その市町村民、住民が直接選挙 で選んでいるわけでもないし、直接に彼らの要望に対して応える政治的立場にもない。 そ れは別に教育委員会の構成員や今の教育委員会自体が悪いというのではなくて、どうして も感度が悪くならざるを得ないという構造的な組織の成り立ちに起因するデメリットがあ ると思うんです。おっしゃるように、政治的中立とか継続性のような、これもこの後で申 し上げますが、仮にこういう何らかのメリットがあるにしても、反面失っているものだっ て随分多いと思うんです。なぜならば、直接に地域住民に向かい合う立場にないから、政 治的に、設置者の構成員である市民、そこの住民に対して直接説明責任を負う立場にない からです。

だとすれば、いろんな考え方があると思いますけれども、我々の主張の根幹は、民意を 反映する機敏な教育行政を行いたいという自治体がもしあれば、その自治体の、例えば議 会の議決などによって、執行機関は今までは教育委員会がやっていたけれども、市長直轄 でやらせてみようということがあってもよい。市長は、民意にじかに責任を政治的に負っ ているわけですから、それで民意のコントロールをしようという地方議会が現れても、別におかしくはない。

逆に、御心配の政治的中立や継続性、安定性の確保ということについては、市長がやったら直ちに政治的にゆがんでしまう、継続性が台なしになる、あるいは教育委員会がやったら必ず政治的中立で高潔なことしかやらないということではないと思います。あくまでも、組織とは、目的や機能を達成するための1つの道具、手段にすぎないわけですから、政治的中立性とか継続性、安定性は、規制改革会議の皆さんも全員そうだと思うんですけれども、それ自体何ら否定されるべきものではない。政治的に何らかの政治活動が教育現場に持ち込まれたり、あるいは市長が交代したからといって、昨日までやっていたことを全部否定するような教育が許されるわけではないという立場は、当然共有しているつもりです。そういう目的を達成するに当たり、教育委員会という、住民に直接責任を負わない唯一の教育行政執行機関に、画一的にすべての全国の自治体を従わせないといけないのかどうか。これが、我々の問題提起の趣旨です。

そういうふうに考えれば、先ほどのデメリットは当然にあるわけです。住民から遠い。ので、機敏に住民の意向なり、保護者の意向なりに反応しにくいという構造的な要因があると思いますから、そちらを重視する自治体は、例えば政治的中立とか継続の安定等の目的については、それはそれで法的行為規範として配慮をする。そういうことが起こってはいけないという趣旨は、教育委員会が執行しようが、市長が執行しようが、同じことですから、それこそ文科省で、全国一律に政治的中立は守らねばならぬ、その意味はこうである、という法令をつくられても、全然構わないと思います。あるいは継続性、安定性について、どういう意味で激変緩和は避けるべきだという基準があっても構わない。しかし、それは行為自体の規範として守らせるべきであって、何らその具体的基準がないのに、たまたま教育委員会という組織にゆだねたら、後は放っておいても自動的に、政治的中立性が電子レンジでチンするように出てくるというものではないはずです。

だとすれば、なおさらそこの点を分けていただけないでしょうかというのが我々の提案です。すべての自治体に教育委員会を置くなと言っているわけでもない。すべての自治体に対して、教育委員会なるものがあってはいけないということでもない。まさに選択肢を置いて、そこの住民の民意で執行のあり方を決めてもいいのではないか。これが任意設置制度の趣旨でありまして、そういうふうにしたときに、何らかの、行為規範で別途担保をとるとしても、それでもなおかつ政治的中立や継続性の確保に問題が生じることが本当にあるんでしょうか、という弊害について具体的にお伺いしたいと思います。

山中審議官 これはまさに組織としてどういうものをつくるのか、まさにそれぞれの行為規範というものがあって、長がやっていて、政治的中立性の問題、継続性、安定性の問題について問題がないということであれば、行為規範性のところでそれでいいのではないかと。

ただ、その行為規範性のところを、まさに戸田先生がおっしゃられたような、それを一

体どうやって担保するんだという、制度としてまさに担保するという点において、この長と別のところにそういう教育についての執行機関は設けると。それによって、そこで別のところですけれども、今の教育委員会制度というのは、市町村長が教育委員会を議会が承認を得て任命する。教育委員会の中から1人教育長というものがあって、これが事務の執行を統括していくという体制ですから、住民と長と全く離れて、教育委員会というのはぽつとどこかでできて、それで教育行政をやっているという仕組みではなくて、やはりそこのところは、長との関係でどういうふうな形で市町村長の下の総合的な行政の中に入っていくものにあるのかというところは長が議会の。

福井専門委員 首長に任命されているから、その意味では既に政治的なんでしょう。 山中審議官 そういう形で、しかも議会の承認人事だというようなことをかませながら、 そういう形で長の中の一体的な行政をやっていく中には入っているんだという仕組みを、 微妙な中で担保しながやっているというものであります。

あと、民意に直接、確かにそういう間接になっておりますので、そういう教育委員ですから、間接というところがありますけれども、これは教育委員会制度というものが戦後入りましたときに、まず始めは、教育委員会というものは公選制で教育委員会も住民の選挙で選ぶという制度で始まりまして、ただそれをやってみたら、だれを教育委員にするかということでの党派性というものが入ってきてしまった。ですから、選挙で選ばせてしまうというのが、1つの民意を反映する。教育委員に対して住民が関心を持つという1つのやり方としてあるわけですけれども、それが本当にふさわしいのかということで、しかも民意は図れるのかと。その点で今の制度ができまして、長が議会同意で教育委員を任命するという仕組みになっておりまして、そこのところをどうやってうまくやっていくか。

要するに、教育というものがそれぞれの保護者なり、あるいは地域の方、そこの市町村の学校ですから、市町村がつくっている学校ですから、市町村のつくっている学校としてそういう住民の皆さんの期待に応えられる学校教育をしてほしいと。そうなることが、目的でございまして、そういう組織として、長が代わったらそこで教育政策がこんなの変わっていいだろうかという継続性、安定性の問題、そこにやはり戻ってくるんだと思うんです。

福井専門委員 それはそれでよくわかりますが、ただ、政治的中立性とおっしゃっているご提出の資料のトーンと、今おっしゃったこととは、実は微妙に矛盾があって、もともと首長が選んでいるんだから民意を反映しているということは、ではその選んだ首長が党派性でもって教育委員を選んだら、やはり党派的、政治的非中立にならざるをえないわけです。截然と分けられる問題ではないですね。連続しているわけですから。

樋口審議官 ですから、そこはやはり行政委員会制度として首長との関係でもバランスの取れたものになっているわけです。確かにチェック&バランスの機能をまず持っているわけです。単に首長が一方的に任命するだけではなくて、議会の同意という形を通してチェック&バランス、そして首長に対しては、やはり合議制の執行機関、それは5人であれ、

6人であれ、そういう形で民意をある程度反映するような、保護者も入れたさまざまな方を入れて、そこで合議制で機能していく。そこのところは、逆に言うと無責任だという御議論もあるかもしれませんが、それはそういう形で多元主義でチェック&バランスで教育の政治的中立性を確保しながらやっていくという制度的なシステムとして今日まで来たという経過があると思います。

福井専門委員 それは1つのやり方です。だから、自治体が、執行機関を、うちは首長でなくて教育委員会に委ねるんだ、という選択を、議会ないし住民で民主的に決定でするならば、それは尊重すればいい。だけどそれ以外の選択を一切許さないという理由はないと思います。

樋口審議官 ですから、そこのところが教育の政治的な中立性という。

福井専門委員 でも、政治的な中立性って何ですか。すべての公務員たる教職員は、地方公務員法の政治行為の制限を受けているんです。それを満たしていて、なおかつ教育委員会によって保持しなければならぬ政治的中立性とは具体的に何なのですか。

要するに、地公法に照らして合法であっても、なおかつ問題にすべき政治的非中立という領域は、概念的に我々には想像しにくいのです。

樋口審議官 残念ながら、地公法であれ、国公法であれ、政治的目的のために行われる 一定の行為を指して政治的行為として、それは行政処分の対象にしたり、国公法の場合は 刑事処分の対象にするという限定された問題ですから、具体的に教育活動の中では、それ はやはり幅広く教育の政治的中立性というのは、政治的な影響力から離れたところで、教 育の中立性をいかに確保していくかとしているわけですから。

福井専門委員 それは先生がどの教材を使って、どういう思想を生徒に注入するかという外形を審査すれば、必ずチェックできるのではないですか。反面、ある先生が、特定の政治思想、極端な場合テロリストの思想信条を持っていたとしても、それが外形に出なければチェックのしようがないですね。

外形でチェックするしかないとしたら、地公法上で何でチェックできないのかがわかりにくい。教育委員会では地公法では無理なことをチェックし得ているかというと、それは無理でしょう。

樋口審議官 私は、システム的に独任制の首長を選挙によって、その選挙もひょっとしたら選挙で選ばれる過程というのはシングルイシューではないわけですから、そのシングルイシューでない選挙の争点で選ばれた方、首長が政治的中立制をシステム的に本当に担保し得るかという問題は、課題としてはあると思います。

福井専門委員 常に担保し得ないという確証、証拠もないわけです。

安念専門委員 率直に申し上げるが、シングルイシューではない国政選挙で選ばれた、 まるっきり党派的な大臣の、皆さんは補助機関なのです。だからといって、まるっきり政 治的に中立性がないとは私は思いません。

樋口審議官 残念ながら、そこの点の課題はありますけれども、ただ小・中・高等学校

の具体の学校運営の最終責任は教育委員会であって、国は全国的な観点の学習指導要領等を定めていますが、それ以上に具体の設置事務を行ったり、運営事務を行っているわけではない。大学も御案内のとおり、従来国立大学であったものも大学の自治を重んじてやっているわけで、これは国立大学であったとしても、そこの自主性を認めているわけですから。

安念専門委員 具体の学校を設置する自治体の住民が、先ほどから福井専門委員が申しましたように、政治的中立性を確保するために今の教育委員会がいいと御判断になるのであれば、それは勿論そうすればいいのです。それしか選択肢がないというのは合理的でないというのが私どもの主張です。

福井専門委員 諸外国で、日本の教育委員会に当たるような執行機関として首長の権限を全国一律に奪っている先進国なんてないじゃないですか。圧倒的多数のそういう国で、政治的中立性に問題があったり、首長がころころ教育行政の方針を変える、あるいは首長が非常に政治上党派的な主張を教育行政に持ち込む、などという具体的な弊害が起こっている国がどこかにありますか。

樋口審議官 教育委員会制度は、御案内のとおり、アメリカの場合は学区の教育委員会 で行われているわけです。

アメリカでも、実は政治的中立性を巡るというか、宗教的中立性を巡る深刻な問題が今あることは、もう福井先生も御案内のことだと思います。

福井専門委員 それは教育委員会制度ゆえに宗教的中立性をチェックしているというよりも、アメリカの場合は、これも御存じのとおりですが、ほとんどの権限が校長に下りておりまして、大きな枠組みについては教育ディストリクトでやるということはありえますけれども、日本の教育委員会とあちらの教育委員会では権限面で機能的に全く異質です。教育委員会が執行機関としてすべてを統べる国で、それによって政治的中立性が担保されていえる国は、私の知る限りでは存在しないと思います。

逆に言えば、そうではない国が世界中にいっぱいあるわけです。まさに自治体の判断で 政治的なイシューとして、教育が争点になることがある国はいっぱいあって、だけどそれ らの国で、教育現場で政治的中立性が保たれないために弊害や問題点が起きているか、と いうと、そういう話は聞きませんね。

山中審議官 まさに、この教育委員会制度だけで、日本の場合も政治的中立性、学校教育の中立性を確保しようというわけではなくて、先生御指摘のとおりに、教員については公務員であれば公務としてのものがありますし、学校教育は政治的中立性を保たなければならない中学校とか、そういう仕組みもある。

プラス制度と仕組みとして、教育行政を担当する、そこについての政治的中立性というところについても、やはりつくっておくというのが今のシステムでございます。

だから、公務員、教員一人ひとりの行為規範だとか、あるいは教える内容について学習 指導要領に従いましょうと内容として示している面、それとあと教育行政というものを行 っていく、学校を設置して運営していく主体としての教育行政の主体、その主体にしても やはり中立性についての配慮を思っているというのが、今の姿であります。

福井専門委員 そこが具体的にわからないんです。例えば、ある先生が特定政党の主張を生徒に教えることは、地公法でも明確に否定されているわけでしょう。そういうことはできないことになっているんです。その上で、更に教育委員会という、現場から離れた組織が政治的中立性を担保し得るような領域、具体の行為というものが存在するのかが、本当にわからないのです。

もしあるならば、それは意味があるかもしれないけれども、ないのだったら、どうせ空振りなんだから、それこそ意味があると思う自治体は教育委員会を置けばいいし、そうではないところは任意設置にする。あるいは、さっき話題に出た文科省のバウチャー検討会の座長の小川先生も、私どもの会議にお越しいただいたときに、明確におっしゃっておられましたが、教育委員会は執行機関である必要はないとのことでした。諮問機関として首長に対して御助言を申し上げる立場でも構わないということを明言されておられましたから、そういうやり方だってあると思います。

山中審議官 私どもも中教審の中で議論したときも、これは八代先生にも入っていただいて、教育行政についてまず議論して、その後義務教育というまた別の場で議論して、去年教育委員会が住民から離れたところにあるんではないかとか、あるいは形骸化しているんではないかとか、そういう議論があって、そこでどうするんだという任意設置の御主張もありましたので、そういうものも踏まえながら、むしろ今ある教育委員会というものを中立性とかも含めまして、住民の皆さん、あるいは保護者の行為、要望に応えられるような、そういう組織に変えていく。そちらの方が、今の日本の教育の中で、よりよい教育行政ができるんではないかという議論の方に移っていっております。

福井専門委員 どうしてですか。よその国で、教育委員会がなくてもうまくやっている 国が幾らでもあるわけですから、そこでうまくいっているまさにその方式を取りたいとい う自治体に対して、お前にはそんなことはさせない、と何で決め付ける必要があるんです か。どうして教育委員会を置いた上での改革しかあり得ないことになるのでしょうか。

山中審議官 これはまた繰り返しになりますけれども、教育委員会または教育というものの持っている、日本のいろんな状況の中で制度というのは、確かに取るものですし、だから、日本も戦後すぐに教育委員会制度が入ったときには、公選制という仕組みを取りましたし、そういう形で教育委員会というもの自体も変わってはきましたけれども、やはり長とは別な形で、独立した執行機関として教育行政について責任を持って、そこで執行するんだという形での政治的中立性の確保というものが、教育を執行する機関の在り方として、教育行政の在り方として。

福井専門委員 それは1つの選択肢ですが、さっきの話題のバウチャーとは違って、これは、全世界的に見ても日本の教育委員会と同じような機関が置かれていて、政治的中立 を担保している、などと宣言している国すらほとんどないわけです。だったら世界の大勢 でうまくいっていることについて、日本では一自治体たりとも許さない、とまでは言う必要はないのではないでしょうか。

山中審議官 例えば、アメリカであれば教育委員会制度で、日本は。

福井専門委員 さっき申し上げたように、機能が随分違います。州によっては、現場の学校長が英語以外の使用言語を何語に選択するかについてすら、全部決める権限を持っているのです。

草刈総括主査 もう時間がないから余りいいませんけれども、ちょっと認識の違いがあるのかもしれないと思うのは、教育委員会制度というのは、さっき経緯を言われましたけれども、随分長いことやってきて、要するに制度疲労を完全に起こしているという認識が皆さん非常に強いのです。だから、そういう中でよりよい教育をするために、この辺で方向転換をするのは当然ではないかと。

それの1つの方法として、いわゆる地域の方によりいい方法を考えてもらってやったとしてもいいではないかというのが、我々の極めて素朴な考え方で、どうして教育委員会制度そのものにスティックするのか、制度疲労を起こしているにもかかわらずというところの認識が、我々は非常に強くある。我々だけではなくて、たくさんの方が言っておられます。

樋口審議官 それは、おたく様のペーパーでもそうなんですが、制度疲労を起こしていると言われるならば、それをなくしてしまえという議論が正しいのか、それともより機能するようにするのがよいのかということです。

安念専門委員 違います。選択肢として認めると言っているだけです。

樋口審議官 ですから、それは一部であれ、そういうものを任意設置で首長に渡すという選択肢が適切なのか、より機能するようにやるという選択肢が正しいのか。

それから、もう一つは、横移動で地方の行政機関の多元主義だけではなくて、本来であらばより現場に近いところで、それはイギリスのお話なんかは特にそうで、逆にLEAという形で従来やられて、政治的過ぎて、実は国が学校と結び付く、学校の中に理事会制度を設けるような形でのという議論もあるわけで、規制改革会議から前から御指摘いただいているような学校運営協議会を制度化したわけですから、これを次第に、こういったものにより権限を移していくというやり方もあるわけで、私どもとしてはこういった多様な方策の中でこの教育委員会制度がより機能するように考えていく必要があろうかとは思っております。

福井専門委員 そもそもの土俵として、日本の教育委員会は絶対に未来永劫存続せねばならぬ、とおっしゃりたいように聞こえるんですが、それはおかしいと思います。さっき申し上げたように、第一は、教育委員会が今までどおり執行権を首長と独立に持ち続ける選択肢、第二は、教育委員会を置くけれども、小川先生がいみじくもおっしゃっておられるように、諮問機関、あるいはチェック機関として置くという選択肢、第三は、うちでは政治的中立や継続性の確保はできるという自信があって、住民がそう判断する自治体では

教育委員会を置かないで首長が直営で教育行政を執行するという選択肢、などがありえます。いずれの選択肢を選ぶのかを民意に委ねたとして、何か支障があるでしょうかということです。このような観点からさまざまな選択肢を前向きに今後御検討いただきたいと思います。

さっきも御披露がありましたけれども、経済財政諮問会議でも小泉総理から具体的に、何で特区ですら認められないのかという指摘があったわけで、教育委員会の任意設置制については、内閣として重く受け止めて前向きの検討をしていくべき重要な課題だと思います。

宮内議長 時間が少し過ぎてしまいました。いつも申し上げますけれども、この意見交換はここで意見の一致を見るとか、妥協点を探るということではなく、どれだけ意見の隔りがあるかということを明確化するということが、1つの目的でございます。

本日は、3つのテーマについて、文部科学省の皆様方のお考えをお伺いしまして、私どもの会議の考えていることと、まだまだすり合わせさせていただかないといけないというのが実感でございます。そういう意味ではまだ熱くて長い議論が続くかもわかりませんけれども、本日の議論を踏まえまして、私どもとしましては答申のとりまとめに向けて御議論を深めさせていただきたいと思います。

冒頭に申し上げましたとおり、最終的には規制改革・民間開放推進本部などにおける大臣折衝、あるいは総理の強い御意志もございましたので、御裁断を仰ぐということもあろうかと思います。余り時間がないテーマでございますので、今後とも引き続き、本日のすり合わなかったところの議論を詰めさせていただければと思います。

長時間にわたりまして、文部科学省の幹部の皆様方に大勢おいでいただきまして、有意 義な時間を持たせていただきましたことを心から感謝申し上げます。

以上を持ちまして、本日の公開討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。